

基本計画の中間報告（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・役割
- 3 計画の期間

第2章 子育て支援・少子化対策をめぐる現状と課題

- 1 少子化の進行とその背景
 - (1) 少子化の状況
 - (2) 少子化の要因
 - (3) 少子化の要因の背景
- 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境
 - (1) 子育て家庭の状況
 - (2) 仕事と子育ての状況
 - (3) 子どもの状況
 - (4) 若者の県外流出の状況

第3章 計画の目標と基本方針

- 1 めざす社会の姿
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 基本方針

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

- 1 今後取り組むべき重点施策
- 2 施策体系
- 3 目標指標

第5章 幼児期の教育・保育の見込み・確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への要請
- 3 計画の推進体制と進行管理

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○これまでの県の取組み

富山県では、平成21年6月に制定した「子育て支援・少子化対策条例」や、平成22年に策定した「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」に基づき、子育て支援・少子化対策のための様々な取組みを進めてきた。

○国の動き

・子ども・子育て関連3法の成立

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、この法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行予定とされている。

この新制度では、都道府県が、子ども・子育て会議を設置し、地域のニーズを踏まえた事業計画を策定することとされている。

・次世代育成支援対策推進法の延長

平成17年4月から10年間の時限立法の「次世代育成支援対策推進法」が、平成26年4月に10年間延長されることが国会で議決。

○新計画の策定

子育て支援・少子化対策条例では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、策定から5年を経過する「みんなで育てる とやまっ子みらいプラン」の後期計画として作成。

2 計画の性格・役割

子育て支援・少子化対策条例に基づく計画

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

子ども・子育て支援法に基づく事業計画

子ども・若者育成支援推進法に基づく計画

母子保健計画策定指針に基づく計画

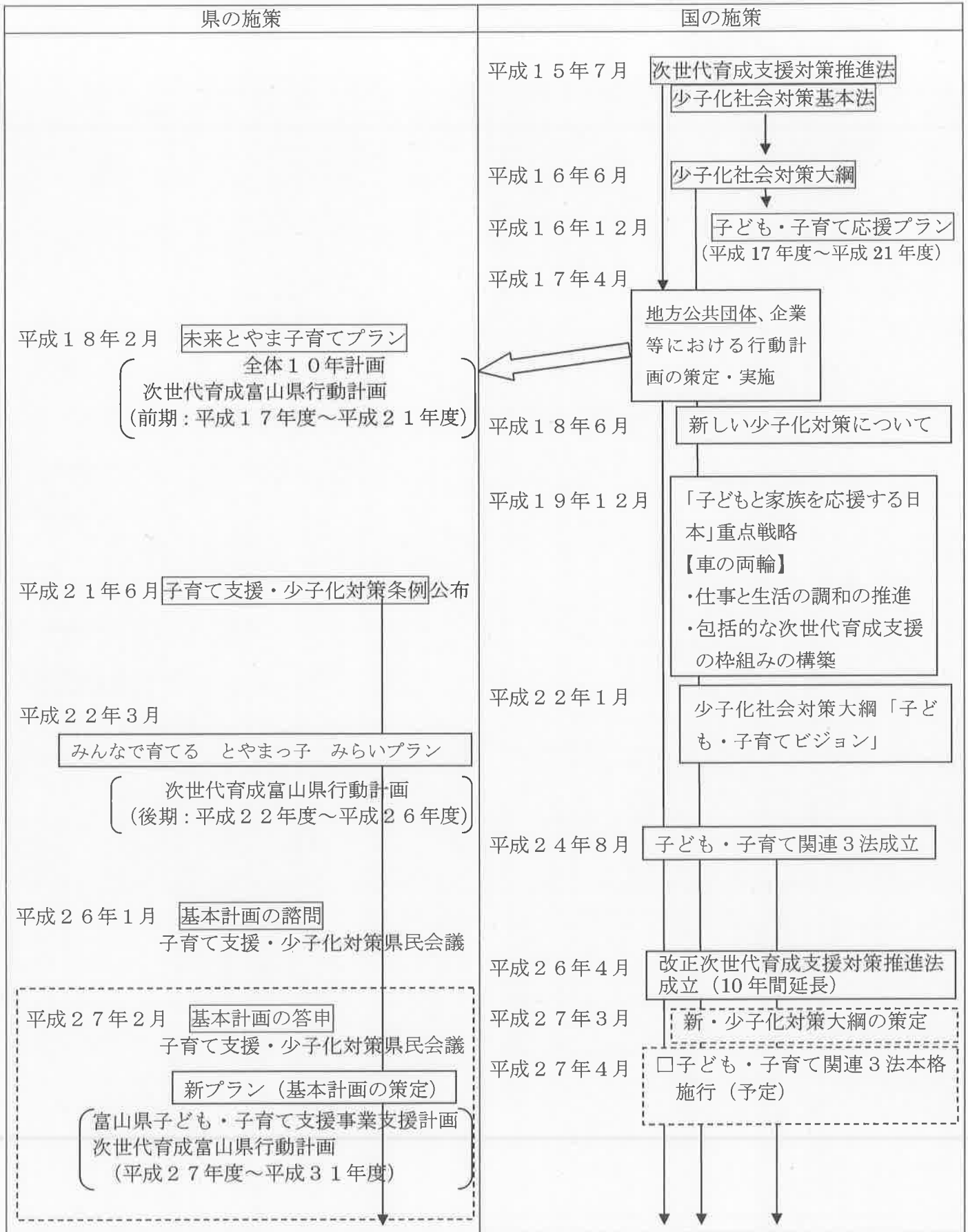
の性格も併せ持つ法定計画。

すべての県民が、一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、その実現に向けたそれぞれの役割を示すもの。

3 計画の期間

平成27年度を初年度、平成31年度を目標年度とした5か年の計画。

＜子育て支援・少子化対策の動向＞



第2章 子育て支援・少子化対策をめぐる現状と課題

1 少子化の進行とその背景

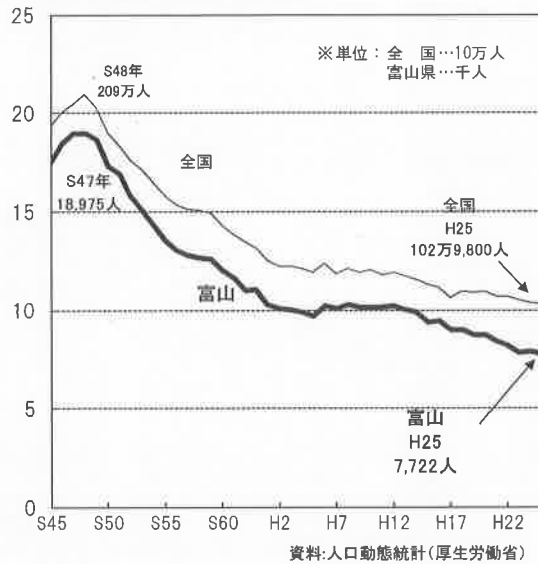
(1) 少子化の状況

① 出生の動向

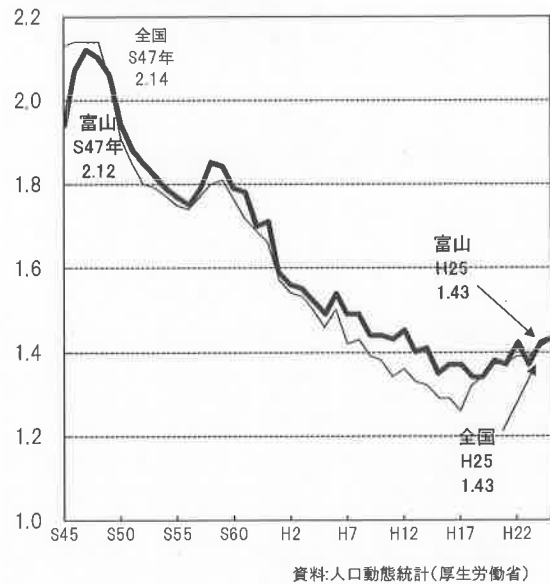
出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を割り込んでいます。平成25年には過去最低の7,722人となり、依然として少子化の傾向が続いています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数）は、平成25年度で1.43（全国同水準）と、前年を0.01ポイント上回っているものの、減少傾向が続いています。

◎出生数の推移(全国・富山県)



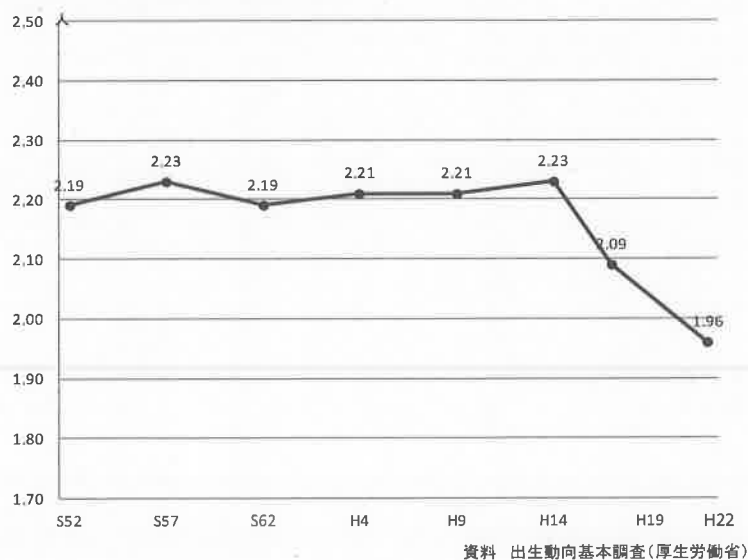
◎合計特殊出生率の推移



② 夫婦の出生力の推移

全国の完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子どもの数）は、平成14年より減少を続けており、平成22年では1.96人となっています。

◎夫婦の完結出生児数の推移(全国)

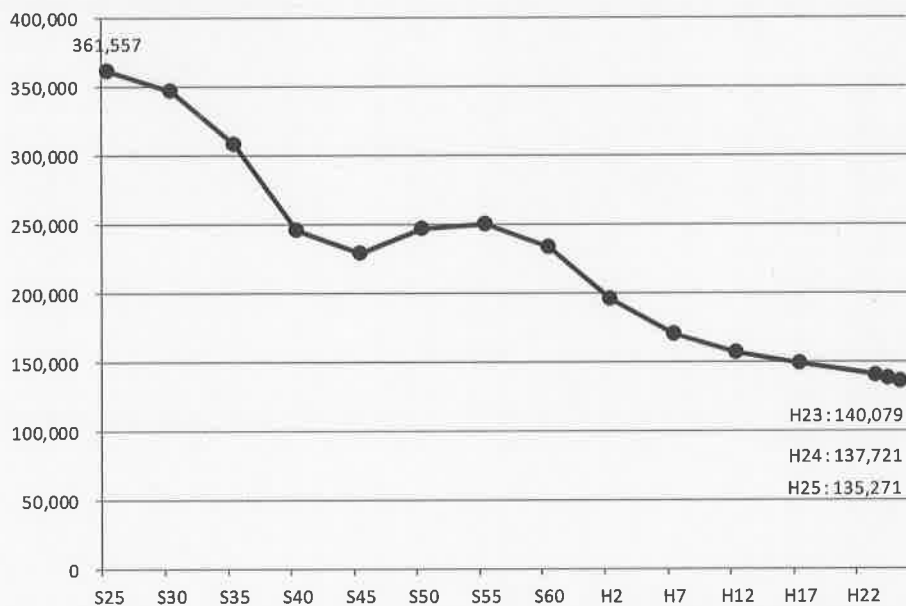


③子どもの人口割合の推移

子どもの数（15歳未満）は、平成25年は約135千人と減少傾向が続いています。

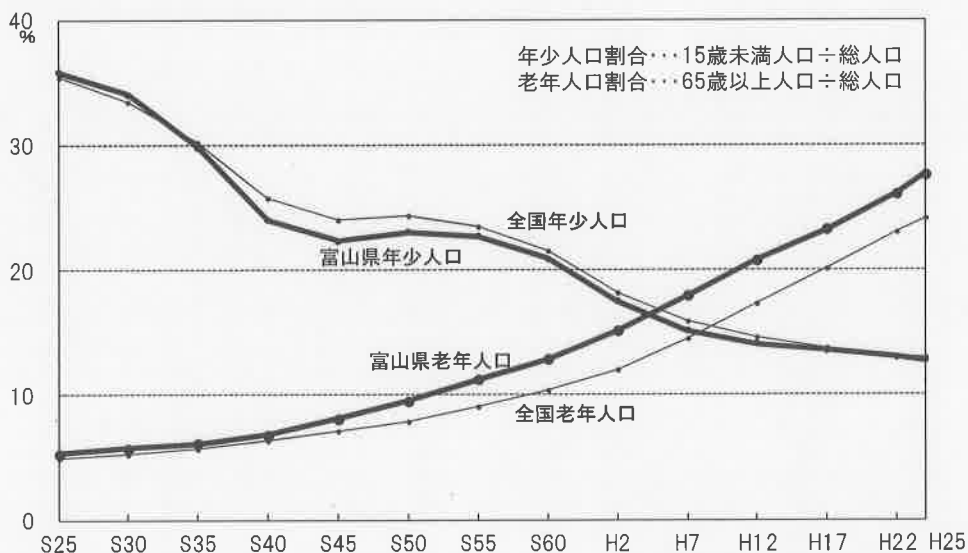
また、富山県の人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成17年13.5%、平成22年13.1%、平成25年12.6%と年々低下しています。

◎子どもの数の推移(富山県)



資料：国勢調査、人口推計(総務省)

◎年少人口割合及び老年人口割合の推移(全国、富山県)



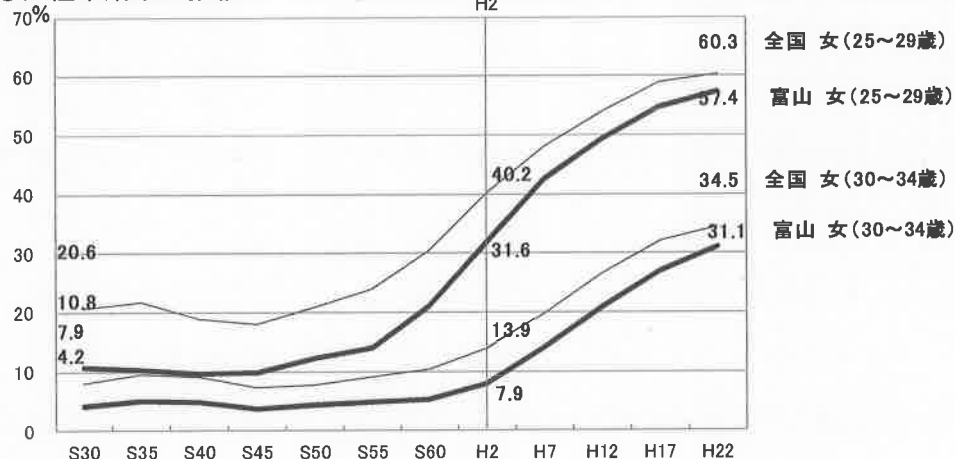
資料：国勢調査、人口推計(総務省)

(2) 少子化の要因

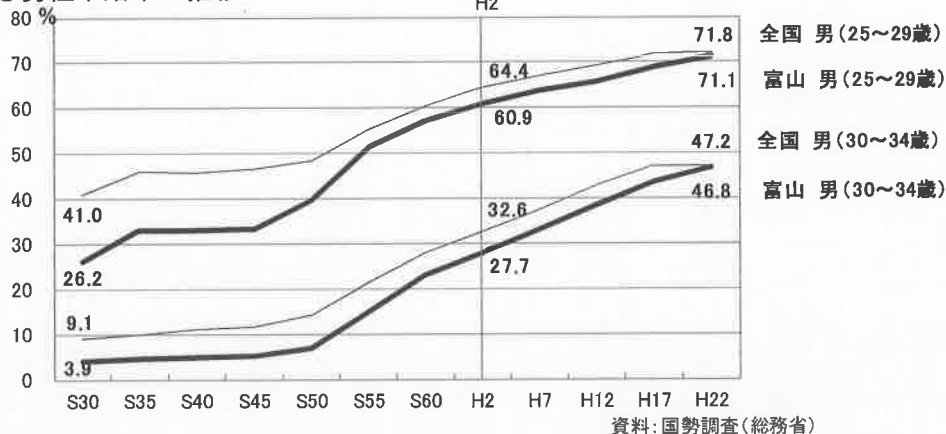
① 未婚化の進行

近年、男女ともに未婚化が進んでおり、特に30～34歳の女性の未婚率は、平成2年には7.9%であったものが、平成22年には31.1%と、大幅に上昇しています。

◎女性未婚率の推移



◎男性未婚率の推移

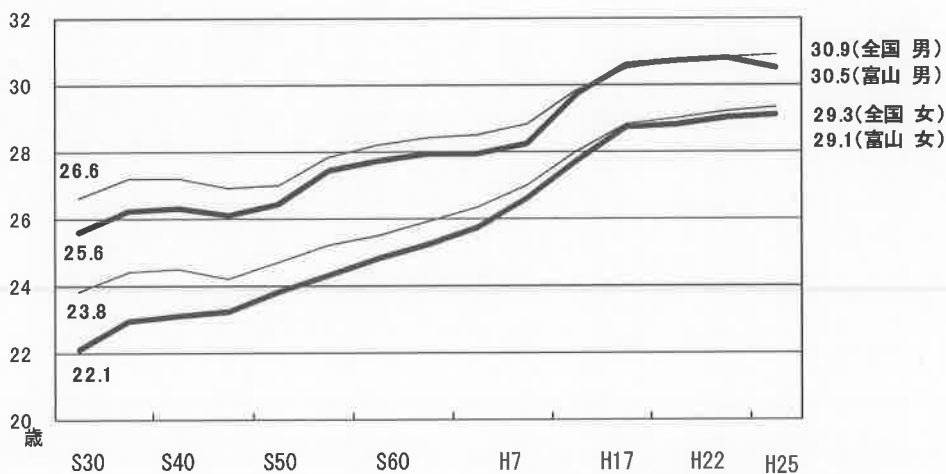


資料: 国勢調査(総務省)

② 晩婚化の進行

平均初婚年齢についても、平成25年には男性30.5歳、女性29.1歳と、男女ともに年々上昇しています。

◎平均初婚年齢の推移

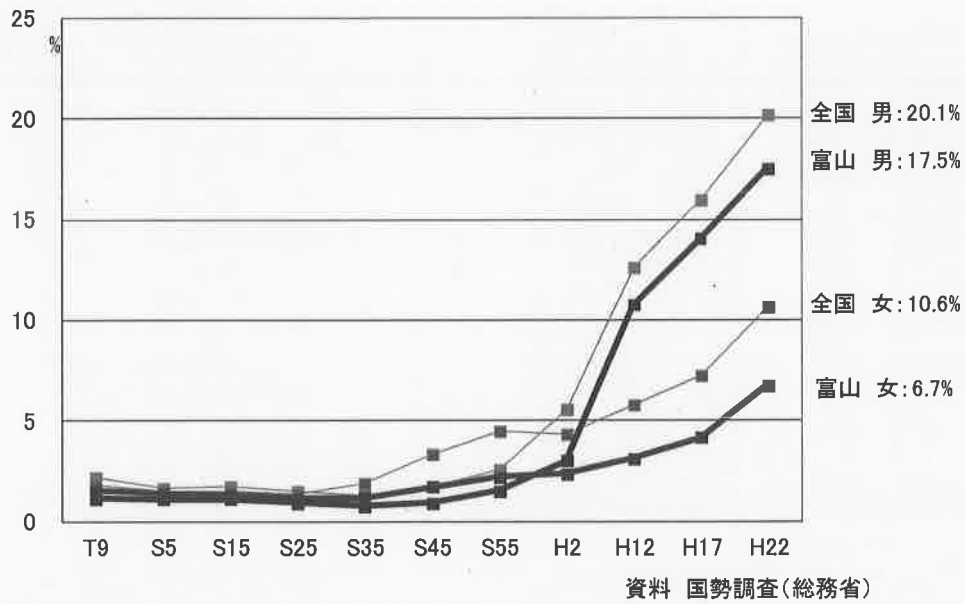


資料: 人口動態統計(厚生省)

③非婚化の進行

生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）は、特に男性で平成2年から大幅に上昇しており、平成22年には17.5%と、約6人に一人は結婚経験がありません。

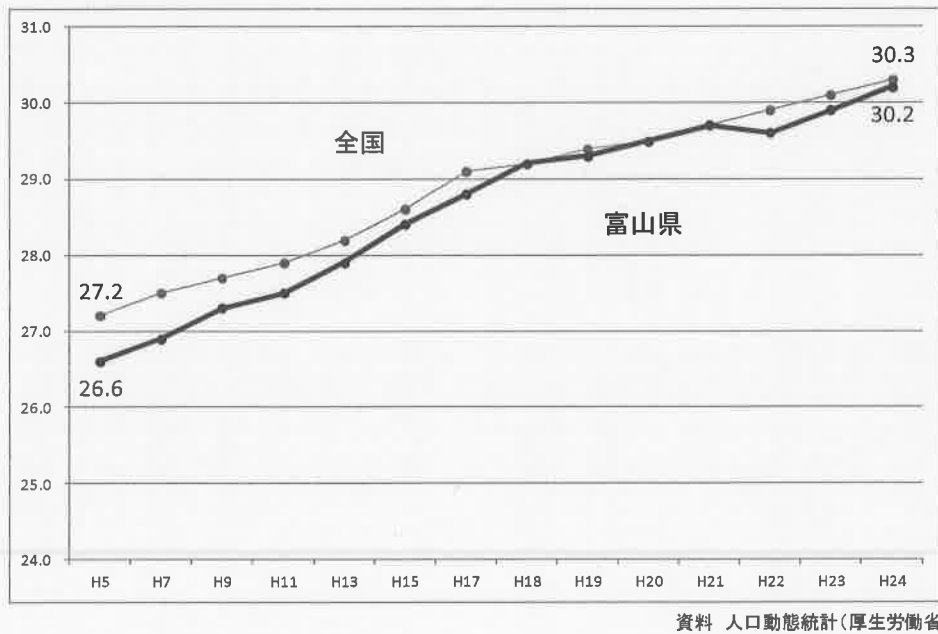
◎生涯未婚率の推移



④初産年齢の上昇

第一子出生時の母親の平均年齢は全国と同様に上昇傾向にあり、平成5年に26.6歳だったのに対し、平成24年には30.2歳となっています。初婚年齢が高くなることに伴って、晩産化の傾向が現れています。

◎平均初産年齢の推移

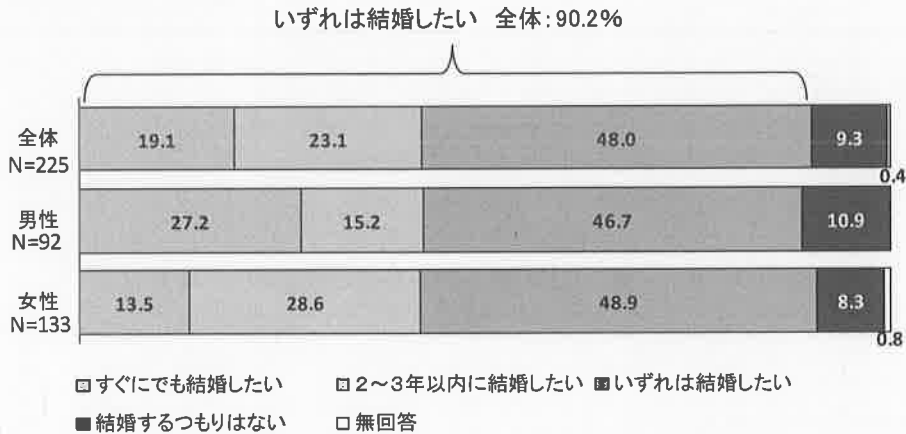


(3) 少子化の要因の背景

①結婚に対する意識の変化

平成 23 年に行った県の意識調査によると、20 代、30 代の未婚者の約 9 割がいずれは結婚したいと考えています。

◎結婚に対する意識

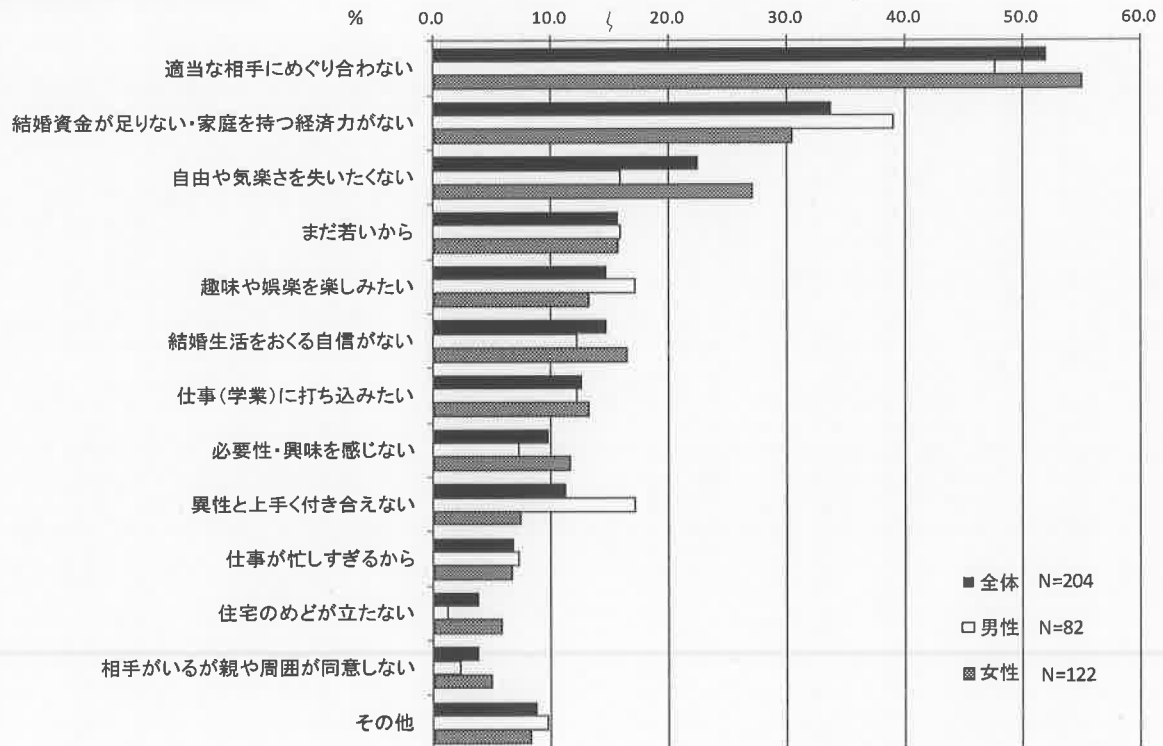


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

②結婚しない理由、結婚できない理由

現在結婚していない理由としては、「適当な相手にめぐり合わない」が男女とも最も高くなっています。男女間で差異が大きいのは、「自由や気楽さを失いたくない」が男性 15.9%に対し女性 27.0%である一方、「異性と上手く付き合えない」が男性 17.1%に対し女性 7.4%となっています。

◎現在、結婚していない理由

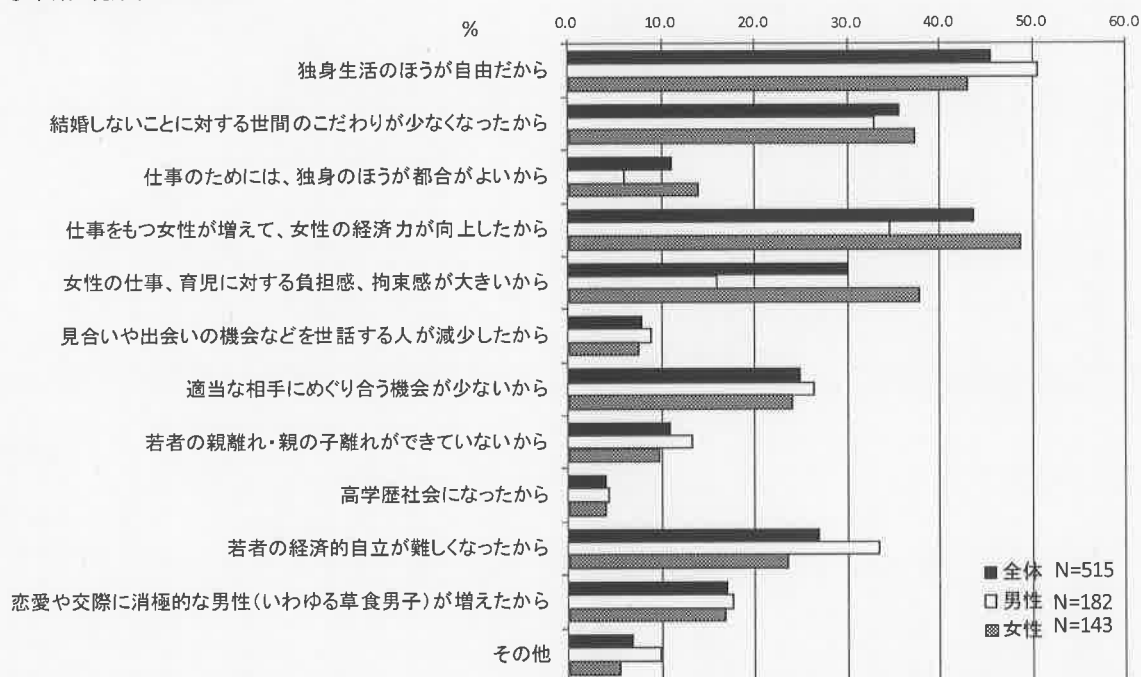


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

③未婚・晩婚化の理由

未婚化・晩婚化の理由として、「独身生活のほうが自由だから」という意見が全体として多くなっています。男女に大きな差があるものは、「仕事をもつ女性が増えて、女性の経済力が向上したから」や、「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」について、女性の回答が高くなっています。

◎未婚・晩婚化の理由

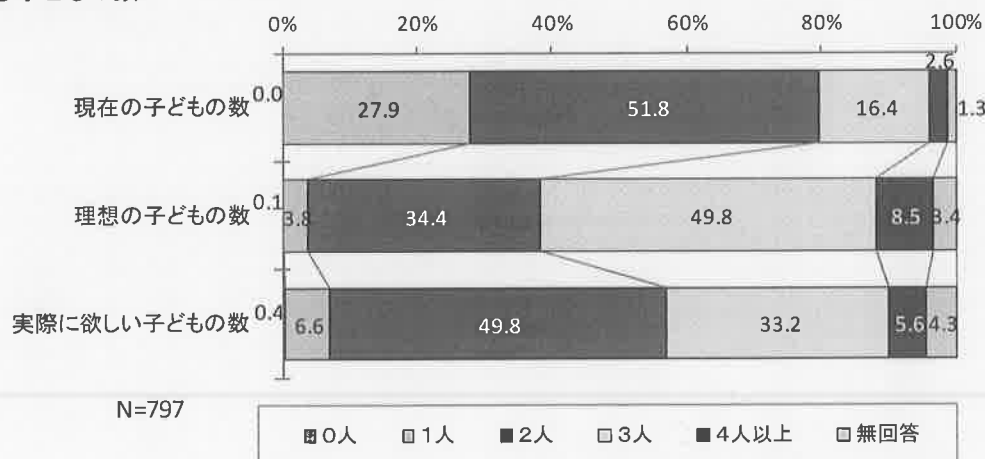


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

④出産に対する意識

子どもを持つ保護者の理想の子どもの数は、約半数が「3人」と回答している一方、実際に欲しい子供の数は「2人」が約半数とギャップがあります。

◎子どもの数

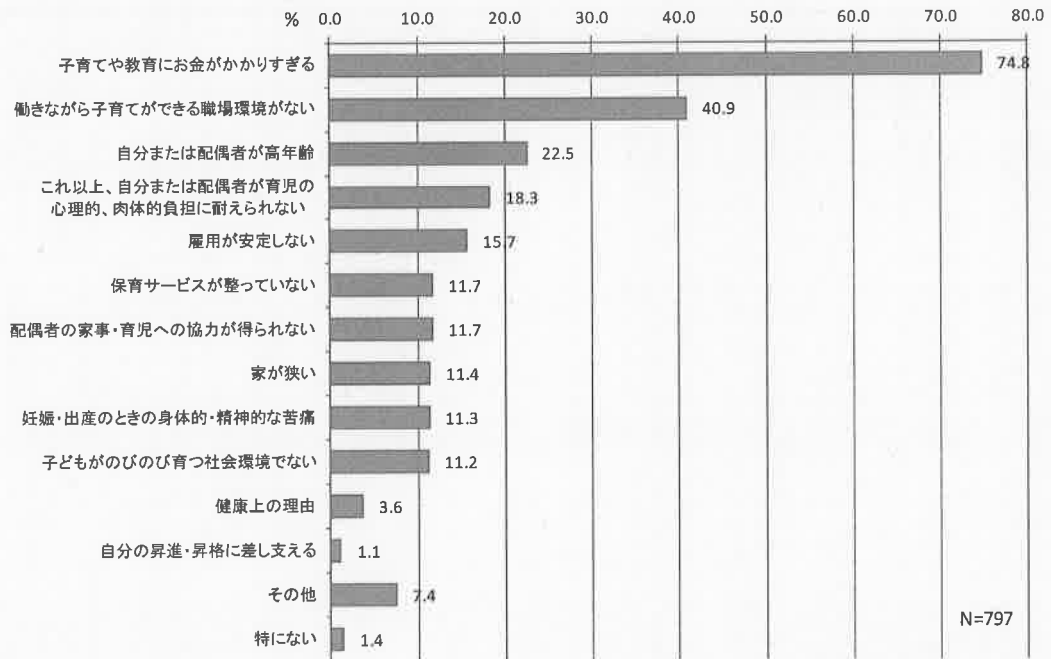


資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

⑤子どもを増やすにあたっての課題

子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境がない」となっています。

◎子どもを増やすにあたっての課題



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

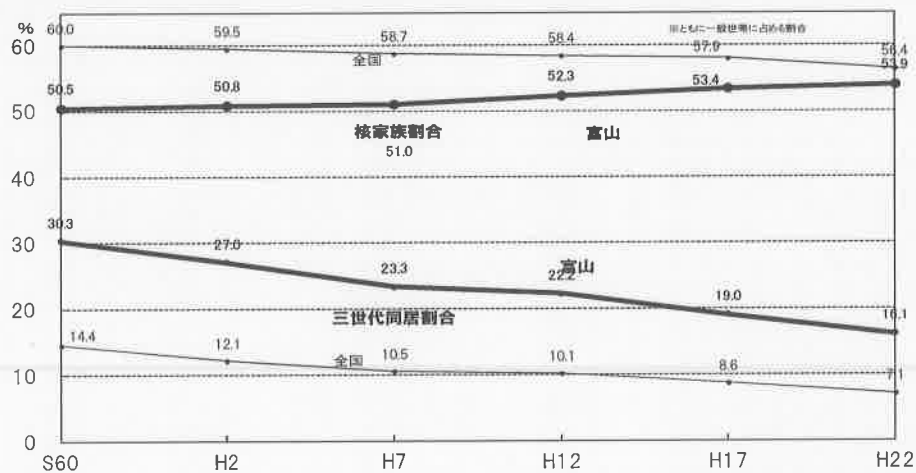
2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(1) 子育て家庭の状況

①家庭形態の変化

本県の三世帯同居世帯は、16.1%と全国に比べ高い割合（全国順位 5 位）となっていますが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が年々増加し、全国平均に近づいています。

◎三世帯同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移(全国、富山県)

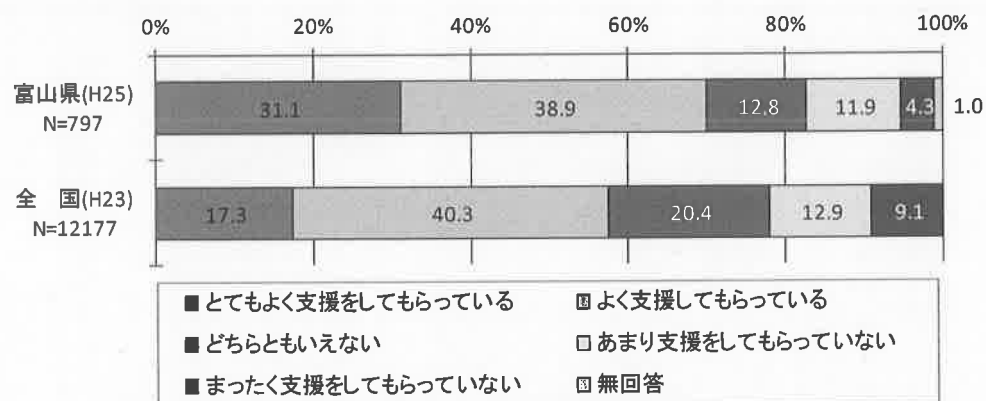


資料: 国勢調査(総務省)

②親からの支援

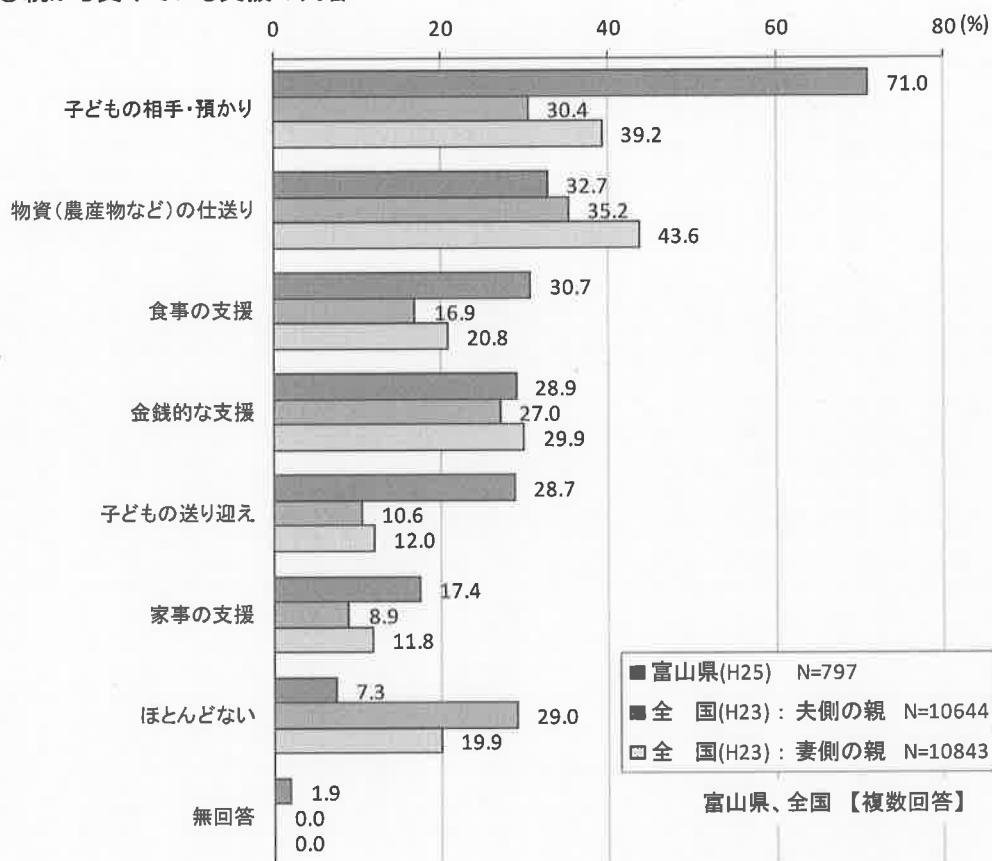
子育てへの親からの支援は、全国よりも高い割合となっています。また、支援の内容は、「子どもの相手・預かり」「食事の支援」「子どもの送り迎え」など、直接子どもの世話をする支援を受ける割合が高くなっています。

◎親からの支援



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

◎親から受けている支援の内容



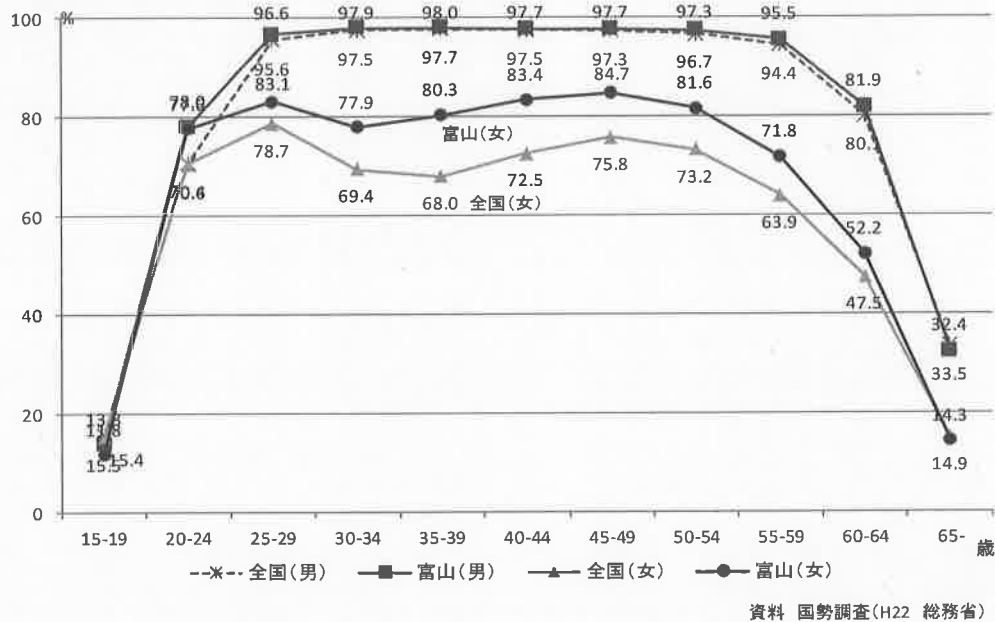
資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

(2) 仕事と子育ての状況

① 高い女性の就業率

本県の女性の就業率は、平成 22 年で 49.9%（全国順位 7 位）と高い状況にあり、三世帯同居率が高く、家族支援が得られやすい環境などから、出産育児期に働く女性の割合も全国より高くなっています。

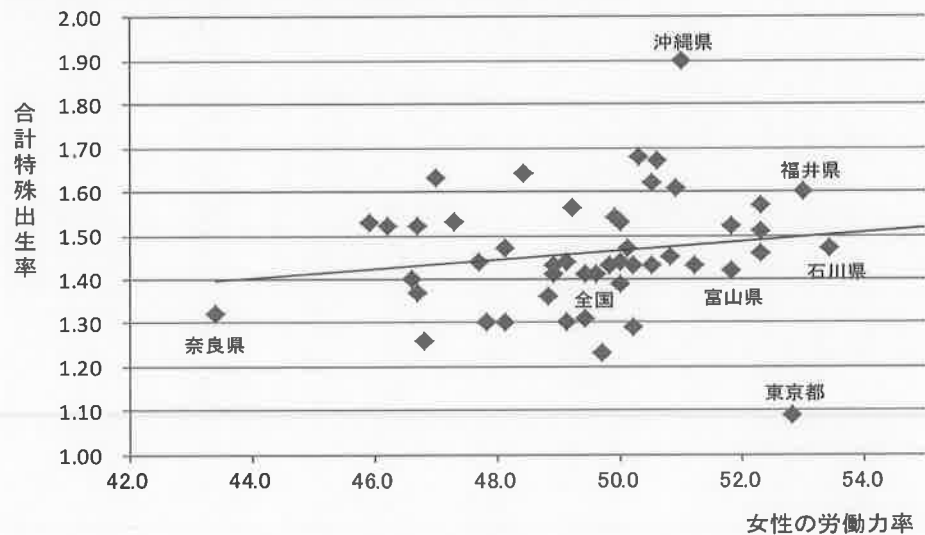
◎年齢階級別男女別労働力率(H22)



② 女性の労働力率と合計特殊出生率の関係

都道府県別の女性の労働力率と合計特殊出生率の関係をみると、労働力率が高い都道府県の方が、合計特殊出生率も高い傾向があります。本県は、労働力率が高いものの、合計特殊出生率は全国並となっています。

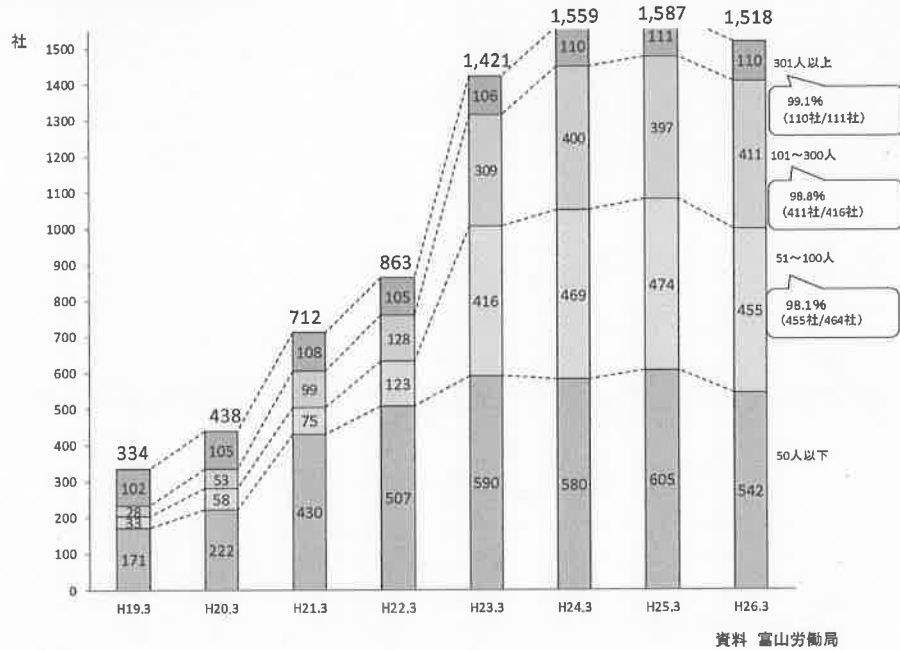
◎女性の労働力率と合計特殊出生率の関係(H22)



③一般事業主行動計画の策定

本県では、子育て支援・少子化対策条例により H23 年から従業員 51 人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、従業員 51～100 人企業の策定状況は、25 年度末で約 98% となり、全国的にもトップレベルとなっています。

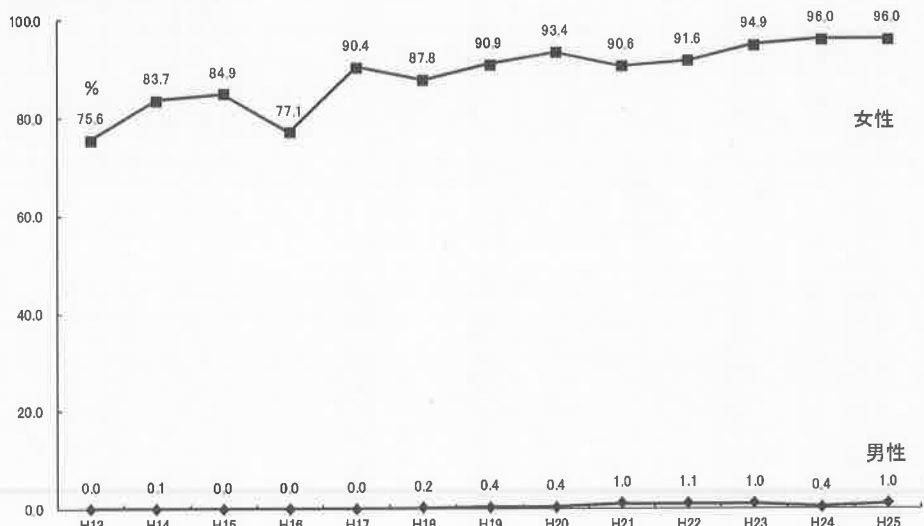
◎一般事業主行動計画届出状況



④育児休業の取得率

女性の育児休業取得率は、約9割で推移していますが、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあります。

◎育児休業取得率(富山県)

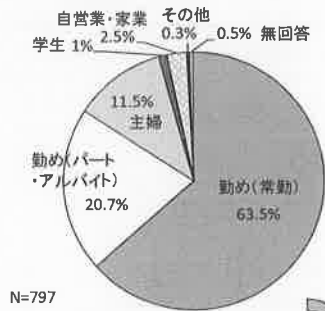


資料 「賃金等労働条件実態調査」(富山県)

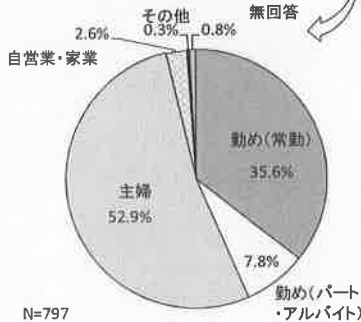
⑤仕事と子育ての両立

母親の就業状況は、第1子出産を機に、常勤が63.5%から35.6%へ減少し、パート・アルバイトも20.7%から7.8%へ減少しています。また、常勤を辞めた理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が多くなっています。

◎出産1年前の就業状況



◎出産1年後の就業状況



◎勤め(常勤)を辞めた理由



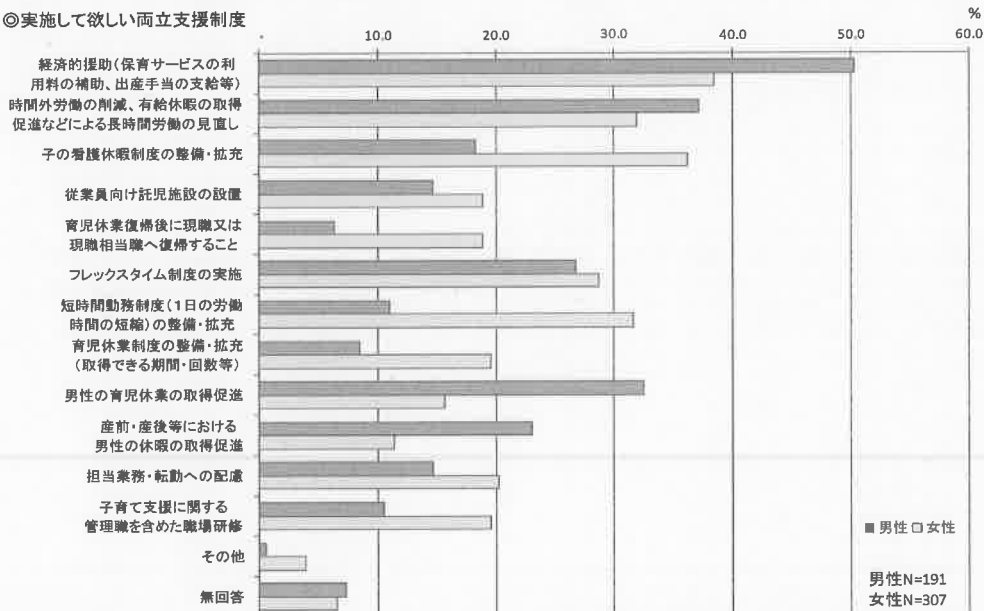
- 家事・育児に専念するため自発的にやめた
- 結婚、出産、育児を機に辞めたが、理由は結婚、出産等に直接関係ない
- 夫の勤務地や夫の転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった
- 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
- 解雇された、退職勧奨された
- 子を持つ前と仕事の内容や責任等が変わってしまい、やりがいを感ぜられなくなった(なりそうだった)
- その他
- 無回答

資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

⑥男性の意識

県が実施した意識調査では、今後実施して欲しい両立支援制度として、「男性の育児休業の取得促進」「産前・産後の男性の休暇の取得促進」について、男性が女性の回答を上回っています。

◎実施して欲しい両立支援制度



資料 「仕事と子育ての両立支援に関する意識調査Ⅰ」(H25富山県)

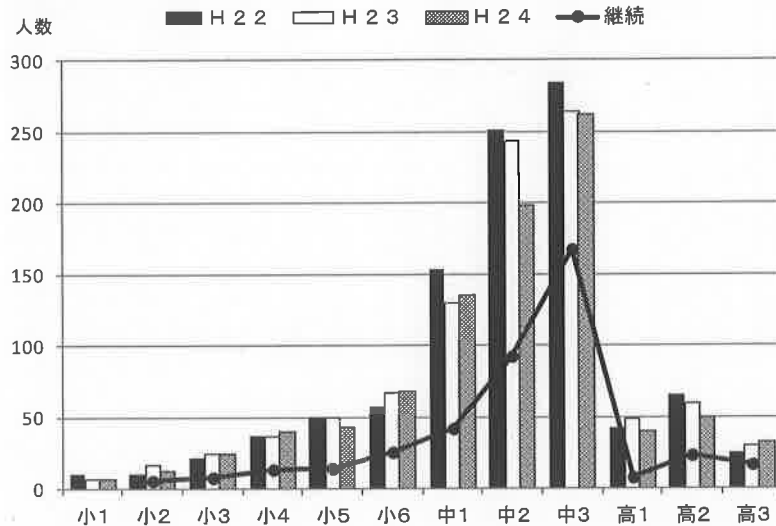
(3) 子どもの状況

①不登校

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増しています。平成24年は平成23年と比べ全体としては減少しています。

また、不登校状態が継続している生徒数は、中学校時に急増しています。

◎不登校児童生徒数の学年別内訳

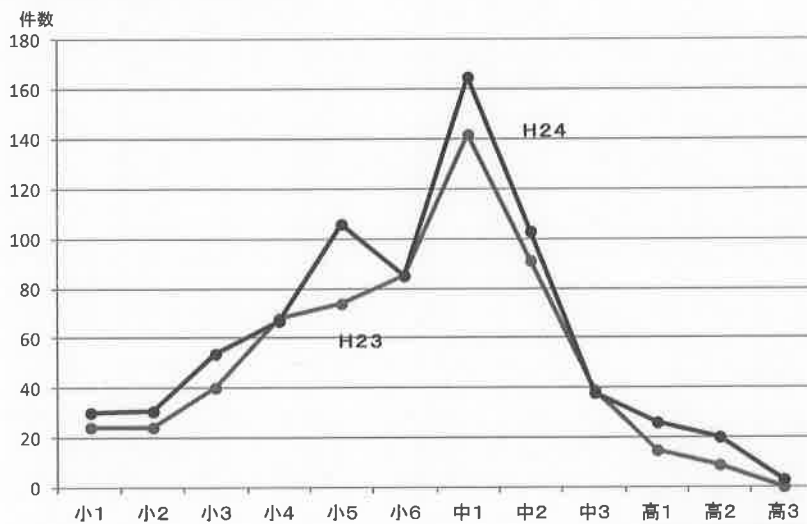


資料: 富山県教育委員会

②いじめ

いじめは学年を問わず発生しており、平成24年は平成23年より増加しています。また、いじめの認知件数は平成23、24年とも中学1年生が多い状況となっています。

◎いじめ認知件数の学年別内訳

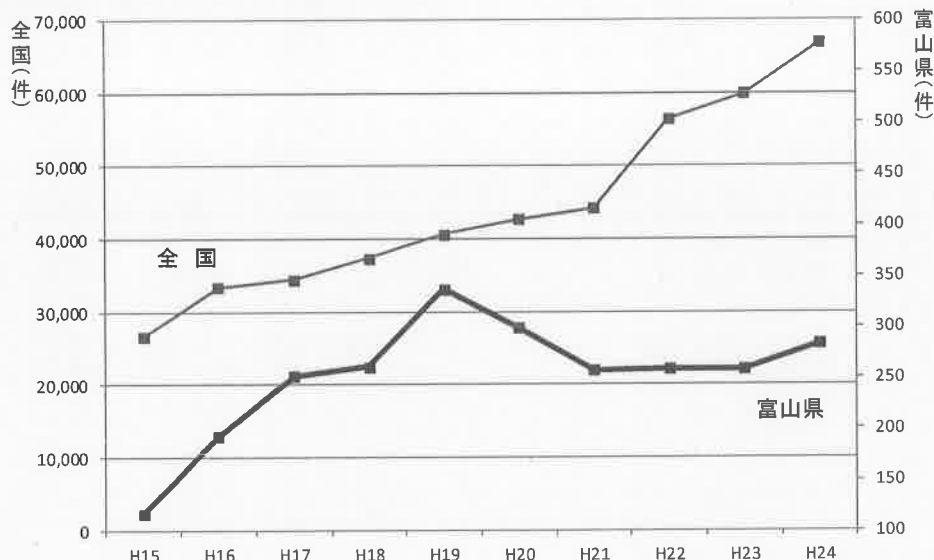


資料: 富山県教育委員会

③児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、平成20~21年と減少していましたが、近年は横ばいないし増加傾向にあります。

◎児童虐待相談対応件数(全国、富山県)



資料 富山県児童青年家庭課

(4) 若者の県外流出の状況

富山県人口移動調査の結果によると、平成24年10月から平成25年9月までの1年間の県外転出入の状況は、全体で、転入者が16,010人、転出者が17,820人で1,810人の転出超過となっている。5歳ごとの年齢区分別では、15歳から19歳で403人、20歳から24歳で740人の転出超過となっており、15歳から24歳の若年層で転出超過数の約6割を占めている。

①県外大学等への進学

平成26年3月に県内の高校を卒業し、大学・短大に進学した者4,643人のうち、約7割の3,452人が県外の大学等に進学している一方、県外から県内の大学・短大へ進学した者は、平成25年度で1,516人となっており、転出超過数が大きい。

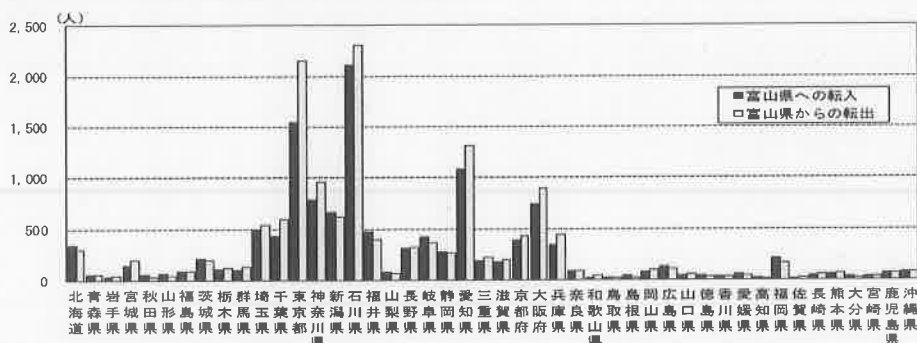
◎県内高校卒業者の県外進学状況

卒業年月	高校卒業生数	大学・短大進学者数(A)	うち県外進学者数(B)	県外進学者の割合(B/A)
H24.3	8,791人	4,604人	3,368人	73.2%
H25.3	9,556人	4,940人	3,712人	75.1%
H26.3	9,106人	4,643人	3,452人	74.3%

②大学卒業時の県外就職

県外大学に進学した若者のUターン就職率は、平成26年3月卒業生で57.6%になっている。一方、県内大学卒業者の県外就職の状況は、平成26年3月卒業生で、就職者全体の半数以上の約900人となっている。

■ 転入元、転出先の都道府県別県外移動者数



第3章 計画の目標と基本方針

1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが、明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

そのため、めざす社会の姿をよりわかりやすい目標としてブレイクダウンすると、具体的には、結婚、出産や子育ての「希望」がかなえられ、メリハリのある働き方ができ、子どもが健やかに育つ環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

- ① 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

4 基本方針

基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の関係に関する施策、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策が必要です。また、これらの施策に共通する取組みとして、経済的な負担軽減の施策も必要です。

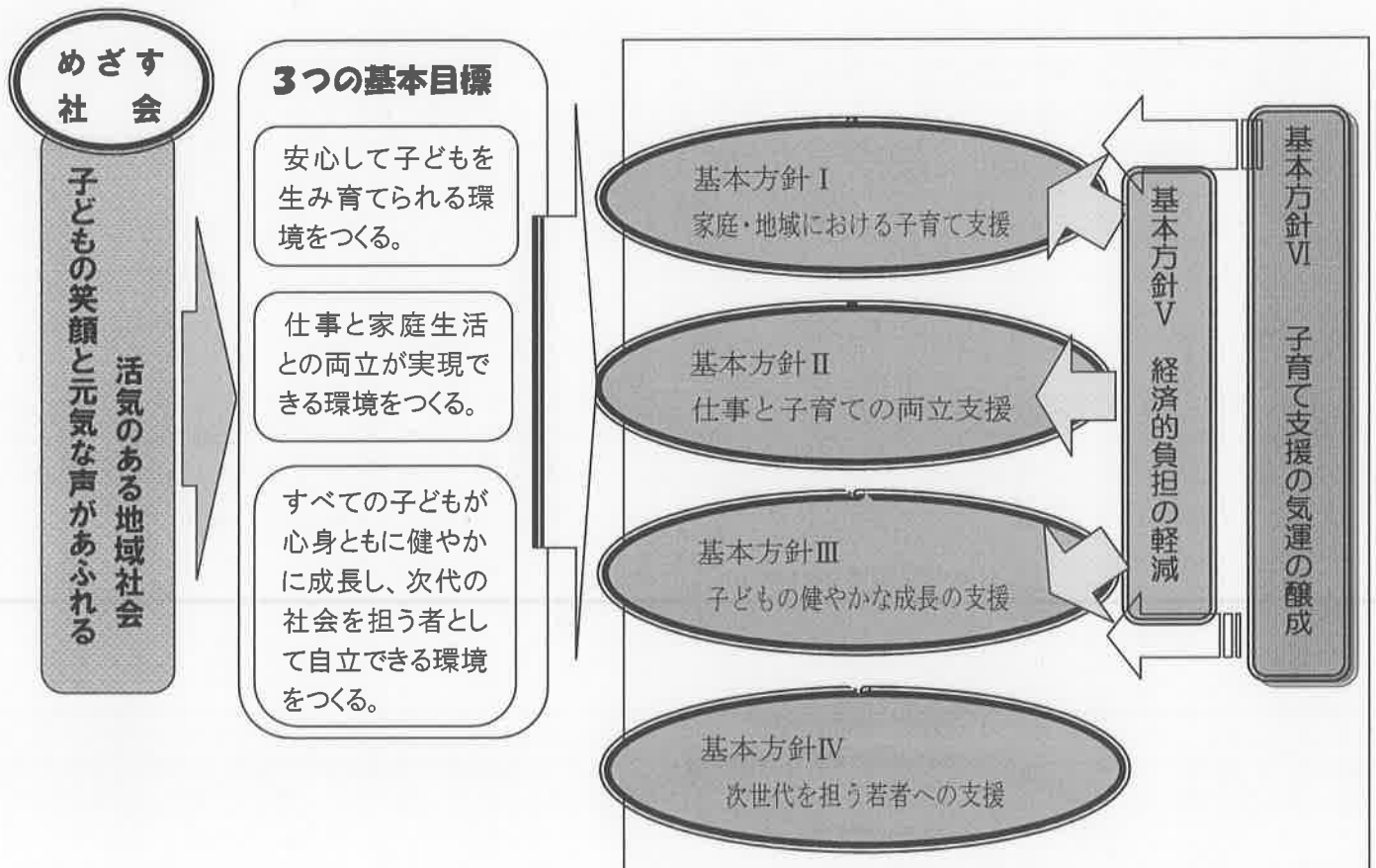
さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進するうえでの基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

加えて、次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりのための施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の5つを基本方針として掲げます。

- | | |
|-------|----------------|
| 基本方針Ⅰ | 家庭・地域における子育て支援 |
| 基本方針Ⅱ | 仕事と子育ての両立支援 |
| 基本方針Ⅲ | 子どもの健やかな成長の支援 |
| 基本方針Ⅳ | 次世代を担う若者への支援 |
| 基本方針Ⅴ | 経済的負担の軽減 |
| 基本方針Ⅵ | 子育て支援の気運の醸成 |

<イメージ図>



第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 今後取り組むべき重点施策

施策の方向性と現状・課題	重点施策及びその内容（※推進し又は現在検討している施策）
<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育や放課後児童クラブなど、多様な保育サービス等の充実・増加を望む意見が多い 	<p>1 教育・保育・子育て支援のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○質の高い教育・保育の一体的提供を進める必要がある。 ○病児・病後児保育など多様な保育や放課後児童クラブの実施箇所数は増加しているが、子育て家庭からのニーズは依然高く、さらなる子育て支援の充実が求められる。 ➢多様な保育の拡充、放課後児童クラブの時間延長支援、幼保連携の促進、職員研修の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・制度を整えるだけでなく、制度の活用が進むよう対策を考える必要 	<p>2 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの推進 （ワーク・ライフ・バランスの一層の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国に先駆け、一般事業主行動計画の策定対象を拡大し支援を行うなど、全国のモデルとなる成果を挙げており、引き続き、取組みを推進する必要がある。 ○今後は、規模の小さな企業においても、両立支援の取組みが行われるよう、積極的に支援する必要がある。 ➢優れた取組事例の紹介や企業内研修会への講師派遣
<p>一般事業主行動計画の策定対象範囲拡大の検討(従業員 51 人以上⇒(例えば)30 人程度以上)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児・家事の負担が女性に偏っており、女性の精神的・身体的負担感も高い 	<p>3 男性の育児・家事への参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査もあり、男性の育児・家事の参画を積極的に推進する必要がある。 ➢イクメン・カジダン出前講座（企業・大学）の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・将来結婚したいが、適当な相手にめぐり合わないため、結婚していない男女が多い ・行政に結婚支援に取り組んでほしいとの意見も多い 	<p>4 結婚を希望する男女への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子化の進行は、未婚化、晩婚化等が主な要因であり、少子化傾向に歯止めをかけるため、県としても積極的に結婚支援施策を展開する必要がある。 ➢とやまマリッジサポートセンターの開設（本年10月） <ul style="list-style-type: none"> ・お見合い（マッチング）の実施 ・会員向けスキルアップセミナーの開催 ・企業の人事担当者向け支援セミナーの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・早いうちから、自らのライフプランを具体的に立ててみる事が重要 	<p>5 若い世代でのライフプラン教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自らに合った結婚、妊娠・出産を迎えることができることから、ライフプラン教育を推進する必要がある。 ➢中学・高校・大学生対象の教育機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・若者の県外流出が少子化の一つの要因となっている。 	<p>6 Uターン就職の促進など若者の定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県のUターン就職率は非常に高い状況にあるが、今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要がある。 ➢Uターン就職セミナーの開催、定住・半定住の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て等の経済的負担が出産をためらう一因 	<p>7 多子世帯の経済的負担の軽減</p> <p>子育て家庭に対する支援施策検討部会（H25.1.15設置）において検討</p> <p style="text-align: center;">第3子以降の保育料軽減拡大等の検討</p>

2 施策体系

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
I 家庭・地域における子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	(1) 情報提供・専門的な相談の実施
		(2) 幼児教育・保育・子育て支援の充実
		(3) ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成
		(2) 子育て支援活動の促進
		(3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり
		(2) 子どもの交通安全対策の推進
		(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
		(4) 良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援
		(2) 子どもの健やかな成長のための支援
(3) 障害や疾病のある子どもへの支援		
(4) 周産期医療等の充実		
II 仕事と子育ての両立支援	1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進	(1) 働き方の見直し
		(2) 企業等における男女共同参画の取組み促進
	2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援
		(2) 両立支援制度などの定着促進
		(3) 両立支援に取組む企業への支援
	3 就業支援	(1) キャリアアップや再就職等の促進
		(2) 若者への就業支援の充実
		(3) ひとり親家庭などへの自立支援の推進
	III 子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの権利と利益の尊重
(2) 子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応		
(3) 養護を要する子どもへの支援		
2 子どもの健全な育成		(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進
		(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進
		(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進
		(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進		(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
		(2) 家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消
4 子どもの生きる力を育成する教育の推進		(1) 家庭の教育力の向上
		(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実
		(3) 豊かな心を育む教育の推進
	(4) 児童生徒の心と体の健康づくり	
IV 次世代を担う若者への支援	1 結婚を希望する若者への支援	(1) 結婚を希望する独身男女の応援
	2 ライフプラン教育の推進	(1) 自らのライフプランを考える機会の提供
	3 若者の定着支援	(1) 若者や女性の定着促進
V 経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特性に応じた施策等の推進
VI 子育て支援の気運の醸成	1 子育て支援の気運の醸成	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり
		(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動

基本方針 I 家庭・地域における子育て支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
1 子育て家庭に対する支援			
(1) 情報提供・専門的な相談の実施(10条)	① 子育て支援情報の提供や相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した効果的な情報発信と、情報誌や子育て支援ホームページの充実 ・各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上 ・電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保育の受入児童数 ・待機児童数 ・延長保育実施保育所数
	② 妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の不安や悩み、疑問等を相談できるような相談窓口の充実 ・母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るための支援 ・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及 ・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育実施保育所数 ・一時預かり事業実施箇所数 ・病児・病後児事業実施箇所数 ・放課後児童クラブ数(再掲)
	③ 子育て家庭に対する総合的な相談・支援機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に身近な場所で、情報の集約や提供、相談・助言等を行う機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの登録者数 ・放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)
(2) 幼児教育・保育・子育て支援サービスの充実(12条)	① 幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児と児童の交流の機会や小学校教員との意見交換、合同研修の機会を設けるなど、幼・保・小の連携を推進 ・幼稚園教員等の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、県教育委員会が主催する研修へ保育所保育士の参加や参画を促進。 ・県・市町村の幼稚園、保育所を所管する部局の一層の連携を促進。 ・保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の確保に努めるとともに、資質の向上を図る研修を充実させる。 ・幼保連携型認定こども園の保育教諭資格取得の支援 ・保育士の資格を持つ人材の発掘や再就職等の支援に努めるとともに、保育士の処遇改善等の就業継続支援を行うなど、保育士の確保対策を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター数 ・利用者支援事業実施市町村数 ・第三者評価を受ける保育所数
	② 幼児教育・保育内容の評価と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設も含め、運営に関する研修や指導監査を実施。 ・自己評価の実施や福祉サービス第三者評価制度の普及を進める。 ・保育所や幼稚園、認定こども園等の運営の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、施設運営状況等に関する情報公表を進める。 ・利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制の整備を促進。 ・保育所等において、子どもを安心して育てることができるようインフルエンザ等の感染症対策を充実。 	
	③ 延長保育等の多様な保育の拡充と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用について助言。 ・地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援。 ・延長保育、休日保育など多様な保育の充実。 ・保護者ニーズを踏まえた病児・病後児保育の充実。 ・保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等における一時預かり事業の促進。 ・地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの普及と充実。 	
	④ 特別な配慮を必要とする子どもへの保育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を実施 	
	⑤ 放課後児童クラブ等の拡充と指導員の資質の向上等(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援 ・放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化等の運営改善を支援。 ・放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間延長に必要な人材の発掘・育成 ・放課後児童支援員の養成研修を実施するとともに、障害児等の受け入れや指導員としての役割を十分果たせるよう、資質向上を図るための研修を実施。 ・特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施。 	
	⑥ 子育て支援拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実。 ・妊婦や在宅で保育を行っている3歳未満の子どもを持つ保護者も身近な子育て支援拠点である保育所におけるサービスが受けられる仕組みを整備 ・認定こども園、幼稚園、富山型デイサービスなどにおける子育て支援の取組みを促進 ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するため、子育て支援の取組みを行う保育所等と医療・保健分野等の関係機関との連携を促進。 	

基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	⑦地域の実情に応じた施設設備や幼児教育・保育の一体的な提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた保育環境に対応するため、施設や設備の整備を支援。 ・地域の実情や事業者の意向を踏まえ、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図る。 	
(3)ひとり親家庭などに対する支援(10条)	①相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子(父子)自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実。 ・民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進。 ・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進。 	
	②生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進。 ・教員OB等(学習支援ボランティア)によるひとり親家庭の児童への学習を支援。 ・ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、又は就業のための訓練が受けられるよう、保育所への優先入所や子どもの居場所づくりを促進。 	
2 地域における子育て支援の促進			
(1)子育てを支援する人材の育成(12条)	①子育て支援ボランティア等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な相談相手である母子保健推進員などの育成を支援し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指す。 ・子育て経験者等の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を、市町村と連携して育成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てシニアサポーターのうち、子育て支援活動している人の数 ・ファミリーサポートセンター登録者数
	②祖父母による子育て支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母や地域の先輩中高年齢者に対し、妊娠・出産・子育てについての情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・県児童クラブ連合会認定指導員数
	③子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援 ・青少年の野外活動等を指導するボランティアの育成を促進 ・児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークル活動組織数 ・ファミリーサポートセンター設置市町村数
(2)子育て支援活動の促進(12条)	①異年齢の子どもや親子が集い交流する活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保 ・次世代を担う児童の健全育成を支援 ・地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供 ・「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進 	
	②NPO等の子育て支援団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな子育て支援活動を推進するため、子育て支援活動を支援 ・子育て支援に関するNPOやグループ等の先進的な取組みについて、子育て支援活動をしている団体等へ情報提供を行い、活性化を促進。 ・地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター活動の拡充 	
(3)子育て支援のネットワークづくり(12条)	①子育て支援関係機関の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係機関の連携・ネットワーク化を促進 ・県内の子育て支援センター相互の情報交換や研修会等を行う子育て支援センター連絡協議会の活動を支援 	
	②子育て支援を行う地域の様々な団体のネットワーク化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体の活動が効果的、効率的に行われるよう、ネットワークの形成を推進 ・子育て支援団体等の活動発表、交流等を行うイベントを開催し、子育て家庭との交流を図るとともに、子育て支援団体等の連携を促進 	
3 安心して子育てができる生活環境の整備			
(1)子育てにやさしいまちづくり(13条)	①子育てにやさしいまちづくりの推進及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の都市公園整備の推進 ・都市公園の新設整備および既存施設の更新の際、誰もが安心して安全に利用できるよう、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき整備 ・すべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、県内の公共施設や金融機関、病院などのバリアフリー化の状況をマップとして情報提供することにより福祉のまちづくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の面積 ・安全に通学できる歩道割合 ・バリアフリー化信号機の設置数 ・チャイルドシートの使用率
	②子ども連れにやさしい施設・設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、公共施設や行事等における臨時保育室の設置を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校(幼稚園含む)における刑法犯認知件数

基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	③安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺等への防犯カメラの設置の促進 ・通学児童が安全に通行できる歩道等のハード整備を推進 	
(2)子どもの交通安全対策の推進(13条)	①交通安全教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園、小学校等において参加・体験・実践型の交通安全教育を推進 ・チャイルドシートの普及・啓発活動を推進 ・チャイルドシート着用推進の指導者を育成 ・自転車乗車時のヘルメット着用推進の広報、幼児二人同乗用自転車の安全運転講習等の開催 ・街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発 ・子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進 	
	②交通安全箇所の調査と安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が交通安全ホームページの制作に取り組むことにより、身近な交通環境の再認識を促進 ・通学路の交通安全の確保に向けた取組みの推進 ・幼児、小学生と高齢者が交通危険箇所を調査して、ヒヤリマップの作成に取り組むことにより、交通安全意識の啓発に取り組む ・重大な交通事故発生現場での実地調査により、子どもに配慮した交通施設等の道路交通環境の改善と整備を推進 	
(3)子どもを犯罪から守るための活動の推進(13条)	①犯罪被害にあわないための防犯安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動、防犯活動に取り組む事業者による地域の防犯活動を身近に体験することにより、防犯に対する意識や防犯活動への理解を促進。 ・防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、幼稚園等や小学校において、子ども安全サポーターによる防犯安全教室の開催を推進。 	
	②犯罪から地域の子どもを守る意識を高める情報提供・指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊や地区安全なまちづくり推進センター、防犯活動に取り組む事業者に対して、防犯活動に役立つ情報を提供し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進 ・児童生徒を集団登下校の徹底や学校安全パトロール隊による見守り活動を推進 ・不審者情報等の共有化を図るために、リアルタイム共有システムへの登録と活用を保護者に呼びかける ・県警ホームページや電子メールを活用し、子ども安全情報や子どもの犯罪等の被害の現状、防犯対策等をタイムリーに提供して子どもの安全を守る意識を高める ・学校や関係機関と連携して、校区内の地域安全マップの作成や、「子ども110番の家」への駆け込み訓練等を取り入れた防犯指導を推進 	
	③防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実、事業者による地域の防犯活動を活性化し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進 ・防犯サポーターによる民間パトロール隊への活動支援を継続し、防犯ボランティアとの連携を強化 ・県警ホームページや電子メールを活用したタイムリーな防犯情報の提供 ・学校・PTA、民間パトロール隊等と通学路の安全点検や情報交換 	
(4)良質な住環境の確保(13条)	①子育て世帯を支援する良質な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・(一財)富山県建築住宅センターにおいて、住宅相談所を開設し、住宅相談や情報を提供 ・市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進 	
	②多世代同居住宅促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代世帯が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援 	
4 母と子の健康づくりへの支援			
(1)安全で安心な妊娠・出産の支援(14条)	①妊娠期からの継続した保健・医療等の支援体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児期における切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援の充実に努めます。 ・医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進 ・妊婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発 ・助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及推進 ・医療圏毎の妊婦健診医療機関と分娩医療機関の連携体制や、周産期医療関連施設との連携体制等の充実に図る ・妊娠・出産に関する安全性を確保しつつ、快適かつ満足できる出産を支援し、産前産後の母の心身の安定を図るため、関係機関との連携による支援体制の充実 ・社会的、身体的、精神的に支援が必要な妊婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援の充実 ・女性のための健康教育やグループカウンセリング等の推進や相談体制の充実 ・生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠健康診査の受診率 ・妊娠11週以下での妊娠の届け率 ・未熟児訪問指導の実施率 ・1歳6か月健康診査の受診率 ・出産後1ヶ月時における母乳育児の割合 ・3歳児健康診査の受診率 ・むし歯のない子ども(3歳児)の割合

基本方針 I 家庭・地域における子育て支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	<p>②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>③保健・医療従事者の資質の向上と連携の推進</p>	<p>・働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努める。</p> <p>・地域の母子保健の推進体制を強化するため、市町村の母子保健の支援を行うとともに、地域の効果的な推進体制を検討し、地域の母子保健の向上を図る。</p> <p>・母子保健に携わる保健師・助産師・看護師等が、産科小児科等の専門職や、子育てを支える団体等と連携して、子育て中の家族からの相談に対して、適切な支援を行うことができるよう、研修等を通して資質の向上を図る</p>	<p>・富山型デイサービス実施事業所数</p> <p>・発達障害者支援センター利用者数</p> <p>・主に小児科医療に従事している医師数</p> <p>・主に産婦人科医療に従事している医師数</p>
(2)子どもの健やかな成長のための支援(14条)	<p>①乳幼児の健康診査や保健指導の充実</p> <p>②母乳育児の推進や乳幼児の身体と心の健康づくり</p>	<p>・保護者の満足度を意識した健康診査や相談体制の充実</p> <p>・健康診査を受診しない親子に対する支援の強化</p> <p>・新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努める</p> <p>・支援を要する乳幼児に対して、相談会の充実や支援体制を強化する</p> <p>・乳幼児の事故防止、予防強化を図るため、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組みを支援</p> <p>・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進。(再掲)</p> <p>・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催支援。(再掲)</p> <p>・更なる関係機関、関係団体の連携による母乳育児推進のための環境づくりの推進</p> <p>・母乳育児の継続を支援するための環境づくりの推進</p> <p>・幼児期から早寝早起きなど基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努める</p> <p>・乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進。</p>	
(3)障害や疾病のある子どもへの支援(14条)	<p>①障害等を有する子どもの早期発見・早期療育</p> <p>②子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実</p> <p>③発達障害に対する総合的な支援の充実</p> <p>④家族を含めたトータルな支援</p> <p>⑤子ども・家族にとっての身近な地域における支援</p>	<p>・新生児マススクリーニング検査の推進や精度管理、フォロー体制の充実</p> <p>・障害を有する子どもの早期発見・早期療育にかかわる人材の育成</p> <p>・市町村が行う乳幼児健診での障害児等の早期・適切な把握、対象となる子どもの早期療育支援</p> <p>・医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病事業を推進</p> <p>・慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする子どもとその保護者等に対する支援の充実</p> <p>・心臓病や糖尿病、がんなどの疾病や障害を有する子どもとその保護者等の支援</p> <p>・医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、障害をもつ子どもの成長に応じて一貫した支援が提供されるよう、支援体制の充実・強化</p> <p>・発達障害のある子どもに対して、医療・教育・福祉関係機関の相互連携による総合的な支援体制の整備</p> <p>・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援の充実</p> <p>・発達障害者支援センターにおいて、発達障害児及びその保護者等に対する相談支援や発達支援、情報提供等の充実</p> <p>・より身近な機関や地域で支援が受けられる体制の整備</p>	
(4)周産期医療等の充実(15条)	<p>①周産期医療体制の整備充実</p> <p>②小児医療体制の充実</p>	<p>・総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の整備充実</p> <p>・消防機関との円滑な連携による、母体及び新生児の救急搬送体制の強化</p> <p>・地域周産期母子医療センターの機能を明確化し、緊急性、専門性、特殊性に応じた搬送に努めるほか、搬送先選定の迅速化に努める。</p> <p>・「戻り搬送」等を促進することによる、NICUの空床確保</p> <p>・周産期医療従事者の更なる資質向上のための研修会の充実</p> <p>・県境を越えた母体及び新生児の搬送受け入れが円滑に行われるよう、近隣各県等との広域搬送・相互支援体制の構築</p> <p>・NICUにおいて新生児医療に従事する医師の処遇改善</p> <p>・修学資金貸与制度を活用し、医師の確保・定着を図る</p> <p>・小児科医等による保護者向けの電話相談体制の整備</p> <p>・小児初期救急センターの運営支援</p>	

基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	③不妊症・不育症に関する正しい理解の促進と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊症・不育症に関する相談体制の充実を図るとともに、性別に関わらず不妊症・不育症に関する正しい理解の促進 ・相談業務に従事する職員の資質向上を図るための研修会の充実 ・職場における不妊症・不育症とその治療に関する正しい理解の啓発 	

基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
1仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進			
(1)働き方の見直し(16条)	①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	・職業生活と家庭生活が両立できる職場づくりの重要性に関する事業主・労働者双方の理解を深める ・仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合 ・男女共同参画チーフオフィサー設置事業所数 ・男女の地位や平等感 職場分野で平等になっていると感じている人の割合
	②労働時間の短縮等の推進	・企業が労働時間の短縮に向けた取組みを行うよう、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかける	
	③多様で柔軟な勤務形態の導入促進	・働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかける ・ICTを活用して自宅などで仕事をするSOHO事業者の活動やテレワークの普及・啓発を行い、柔軟な働き方を推進	
	④企業と連携した家庭教育などの支援	・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実を図る	
(2)企業等における男女共同参画の取組み促進(16条)	①男女雇用の機会均等確保の広報・啓発	・事業主や労働者等に対するセミナーの開催などにより男女の雇用機会均等や公正な待遇の確保について、広報・周知や意識の啓発を図る	
	②職場における男女共同参画の取組み促進	・男女共同参画チーフ・オフィサーの設置を促進し、事業所における男女共同参画意識の浸透を図る ・優れた取組みを行う事業所への表彰制度や優良事例を紹介 ・県の入札参加資格の優遇措置により男女共同参画を推進する事業所に対する認証制度等の普及を努める。 ・職場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進	
2仕事と子育てを両立できる職場環境の整備			
(1)一般事業主行動計画の策定及び実効のある取組みの支援(17条)	①一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組	・全国に先駆け、次世代法の基準を上回る従業員51人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務づけているが、従業員50人以下の小規模な企業についても計画策定が進むよう、計画策定対象の拡大を検討するなど、両立支援を推進 ・策定体制が十分でない中小企業においても、一般事業主行動計画が負担なく策定できるよう、社会保険労務士である「仕事と子育て両立支援推進員」を派遣し、一般事業主行動計画策定を支援 ・各企業の実態に応じた具体的な策定事例の紹介や企業内研修会へ講師を派遣するなど、円滑な策定を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合 ・従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合 ・一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数 ・育児休業取得率 ・短時間勤務制度等の導入率
	②一般事業主行動計画の質の向上	・各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる「元氣とやま！子育て応援企業」ホームページを活用して、行動計画の公表を促進することにより、質の向上を図る ・「仕事と子育て両立支援推進員」の訪問指導等の際に、両立支援に関する県内外の好事例を活用	
(2)両立支援制度などの定着促進(18条)	①短時間勤務、子の看護休暇制度などの活用促進	・育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促す。 ・育児・介護休業法に基づく諸制度の活用を促進する事業主向け各種助成金制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育施設の設置数 ・「元氣とやま！子育て応援企業」の登録数
	②男性の子育て参加の促進	・男性が子育てに参加する必要性について理解を深める ・育児・介護休業法に基づく男性の育児休業促進策(パパ・ママ育休プラス)等を周知 ・出産直後の父親向け連続休暇制度の導入など、男性の子育て参加を促す制度を周知	
	③再雇用制度の理解促進	・セミナーの開催や「仕事と子育て両立支援推進員」の派遣を通じて、育児・介護休業法で定められた再雇用制度の普及を促す。	
(3)両立支援に取り組む企業への支援(18条)	①両立支援に取り組む企業の表彰と周知・普及	・両立支援に取り組む企業を表彰 ・表彰企業の取組事例を、セミナーや事業主向け広報誌等を通じて、広く周知	
	②両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施	・両立支援に取り組む企業に対し、県の建設工事などの競争入札参加資格において優遇する措置等を行う。	
	③事業所内保育施設設置企業への助成	・事業所内保育施設を設置・運営する企業に対する助成制度や低融資により、事業所内保育施設の設置を促進	
3就業支援			
(1)キャリアアップや再就職等の促進(19条)	①キャリアアップの支援	・管理職を目指す女性のキャリアアップを図るため、セミナー等の開催やネットワークの支援を行う ・ものづくり企業の若手技能者が仕事に対する意識を高めるよう、ものづくり現場の技能者が持つべき安全や作業改善スキル、チャレンジマインドの高揚などを、研修を通じて強化支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・新規大卒就職者の入職3年目までの離職率 ・新規高卒就職者の入職3年目までの離職率 ・若者(15～34歳)の正規雇用率
	②就業支援プログラムの充実による再就業の支援	・結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職を支援するための講座を充実 ・離職者のための多様で質の高い職業訓練の機会を機動的に確保・提供し、きめ細かな就職支援を行う	

基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	③就業や起業に関する相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援 ・出産や育児等を機に一旦離職した女性の再就職を支援 ・起業・新分野進出をめざす若者、女性、高齢者等に対する専門知識の習得支援や県内経済界とのネットワークづくりの場の提供など、起業等に向けてのサポート体制を強化 	
(2)若者への就業支援の充実(19条)	<p>①新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化</p> <p>②若者に対する就業意識の啓発、自立支援</p> <p>③起業等による就業機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒未内定者等の正社員採用を確保するため、本県独自の就職支援の実施 ・Uターン就職を希望する学生等に県内就職の魅力等を伝えるセミナー等の開催や企業とのマッチングなど、若者の就職支援を強化 ・若年者と実習企業先とのマッチングを行ったうえで、まず、技術専門学院において座学を中心とした訓練を実施し、その後、企業での派遣訓練による実習(OJT)を行いながら、並行して、技術専門学院での訓練を実施することによって、一人前の職業人へ育成し、訓練修了後の当該企業等での常用雇用としての採用を目指す ・農業後継者を育成確保するため、県青年農業者等育成センターを設置し、関係機関と連携しながら、就農相談から研修、定着までをワンストップで支援する体制を構築 ・新農業研修機関「とやま農業未来カレッジ」を設置し、就農希望者に対して本県の営農条件に即した基礎知識・技術の修得を支援 ・主要経済団体に対し新規学校卒業者の求人確保等の要請を実施 ・学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し、求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進 ・未内定者支援としてキャリア支援員を配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーのほか、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図る ・中小企業の新入社員が参加する継続的なセミナーをモデル実施するなど若者の職場定着の取組みを推進 ・フリーターやニート等の若者を支援するため、富山県若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施 ・若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援 ・インターンシップへの参加を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・富山県の未来を担う企業人を育成するために、経済界の協力を得て、「とやま企業未来塾」を開講し、実践的なカリキュラムを通して、起業・新分野進出を目指す若者、女性、熟年者等を支援 	
(3)ひとり親家庭などへの自立支援の推進(19条)	<p>①就業相談や情報提供機能の充実</p> <p>②就業に向けた能力開発支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親家庭の親等に対し、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親が、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給 	

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
1子どもの権利と利益の尊重			
(1)子どもの権利と利益に関する広報・啓発(20条)	①子どもの人権尊重についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間(11月)を中心に、児童虐待防止や子どもの人権尊重について、広報・啓発を実施 ・児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる児童を見つけたときは、市町村の窓口や児童相談所等に通告しなければならないことを広く県民に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法の通告義務の認知度 ・子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置している市町村の割合
	②子どもが意見を発表する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が日頃、学校や家庭、地域社会の中で、考えていることや感銘を受けたこと、あるいは将来の夢や社会に対する希望などを自分自身の言葉でまとめ、それを広く県民に発表する機会づくりを推進 ・子どもが将来の富山県について、感性あふれる意見や夢のある提案を発表する機会づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託率 ・養育支援訪問事業
(2)子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応(21条)	①児童相談所の機能強化と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制を整備 ・児童相談所において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面、小児精神医療面など専門的な機能の強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業
	②市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援 ・市町村のケース検討会議への児童福祉司の参加など、児童相談所による市町村の支援の充実強化を図る。 ・市町村による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置とその調整機関における専門職員の配置促進を図り、その運営を支援 ・県においても子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、市町村、学校等とはもとより福祉・保健・医療など関係機関との連携強化を図る 	
	③地域ぐるみでの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進 ・民生・児童委員はじめ関係機関・団体、住民と連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進 	
	④いじめ、不登校、虐待等に早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所において児童虐待等に早期に対応するための相談体制を整備 ・児童相談所家庭児童相談員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援 	
(3)養護を要する子どもへの支援(22条)	①家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを施設や里親のもとで養育するとともに、養育にあたっては、より家庭的な環境で愛着関係の形成が図られるよう、ケア単位の小規模化(少人数での養育を可能とする小規模グループケア)や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)を含めた里親委託などを推進。 ・里親支援機関と連携し、里親を求める運動月間(10月)を中心に、里親制度の広報・啓発に取り組み、新規里親の登録及び里親委託を推進 	
	②施設職員への資質向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進 	
	③自立支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設退所児の子ども自立を支援するため、就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業を実施 	
	④虐待を受けた子どものケア及び家庭への復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と施設の密接な連携のもと、入所している児童とその保護者に働きかけ、入所児童の早期家庭復帰を促進し、親子の再構築に努める 	
	⑤子どもの権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所時に児童すべてに権利啓発冊子(権利ノート)を配布するとともに、施設指導監査を通じた監視を強化 ・また、施設職員や里親に対する子どもの権利擁護に関する研修を実施 	

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
2子どもの健全な育成			
(1)子どもの多様な体験・交流活動の促進(23条)	①魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生も含めた、地域の子どもの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館、児童センターや小学校の空き教室、公民館等を利用したミニ児童館の整備を促進 ・児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、子どもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進 ・子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援 ・遊びの指導者や移動児童館の派遣、移動相談会の開催、遊び道具の貸出しなどにより、地域における活動の活性化を促進 ・次代を担う児童・生徒等を対象に、フォレストリーダーによる「森の寺子屋」を開催し、森林環境教育の機会を提供 ・「花とみどりの少年団」や「有峰森林文化村」の活動を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を育む ・木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めてもらうため、幼稚園や保育所等への「県産材遊具」の普及を推進 ・放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館・児童館等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数 ・児童館・児童センター、ミニ児童館設置数 ・放課後児童クラブ数 ・放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数 ・とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数 ・近所の人にあいさつする児童・生徒の割合 ・子どもの朝食欠食率 ・12歳児(中学1年生)の永久歯一人平均むし歯本数 ・思春期保健対策に取り組んでいる市町村数 ・未成年者の喫煙率
	②地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子ども教室」では、地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努める ・自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援 	
	③ふるさとの自然、芸術、文化、伝統行事などを体験し、学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館などで、子どもたちが地域の人々の温かな支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、芸術、文化、伝統などを体験し学ぶ機会の充実 ・とやま世界子ども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実を図る ・子どもの頃から、優れた芸術文化に触れ親しみ、体験する機会を提供 ・子ども連れでも鑑賞できる芸術文化事業を促進 ・自然とふれあい、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深めるための自然体験の機会を提供 	
(2)子どもの放課後の居場所づくりの推進(24条)	①放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等に子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的な運営又は連携を促進 ・「放課後子ども教室」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供 ・放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援 ・子どもの放課後の居場所づくり活動の特色ある取組みについて、放課後児童クラブ等へ情報提供を行うなど、子どもの健全な成長に配慮した活動の充実を支援 ・放課後児童クラブの従事者や放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の関係者と小学校の教職員等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するとともに、従事者が円滑に確保できるよう認定研修等に努める。 	
	②食を通じた心身の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域が連携し、健康づくりノートの活用により、望ましい生活習慣づくりを推進 ・学校と地域の専門家や保健医療機関との連携による健康づくりの支援体制の整備 ・生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や健康な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進 ・歯磨き習慣の定着等への取組みを支援し、健康の基本となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進 	
(3)食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進(25条)	①健康な生活習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品による健康被害の防止について普及啓発を図る。 ・栄養教諭を中核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進。 ・地場産食材を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身につけ、食を通じた心身の健康づくりを推進。 ・外部専門家の支援を受けながら、食育に関連する具体的な目標を設定し、その効果を検証することにより、食育のモデルとなる実践プログラムの構築を推進。 ・子供の頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発 ・親子で参加する料理教室など食を楽しみながら学ぶ機会(「三世代ふれあいクッキングセミナー」等の体験型講座)を充実し、「家庭の味」を育む。 ・地域の食や農林水産業とふれあう機会の確保に努め、これらに対する理解を深めるとともに、食に関する感謝の心を育てる。 	
	②食を通じた心身の健康づくりの推進		

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
<p>(4)健全な育成環境の整備 と思春期対策の充実(27 条)</p>	<p>①青少年健全育成運動の推進</p>	<p>・警察では、次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため「非行少年を生まない社会づくり」を推進。 ・少年や家庭からのSOSを待つのではなく、関係機関やボランティアなどと連携して、積極的に非行少年や家族に対し定期的な連絡・助言をしたり、就学・就労に向けた支援、ボランティア活動への勧誘等を実施し、再非行を防止し、立ち直りを支援。 ・少年非行情勢の情報発信、あいさつ運動、低年齢少年等に対する非行防止教室及び万引きや自転車盗を防止するための取組みを関係機関やボランティアなどと連携して実施し、少年が孤立し非行に走ることはないよう、少年を見守る気運を醸成する。 ・家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開する。 ・原則として県内全市町村の小学校区単位ごとに、青少年育成県民運動推進指導員を配置し、青少年健全育成運動の普及を図る。</p>	
	<p>②有害環境対策の推進</p>	<p>・携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止のために、携帯電話販売店等事業者に対し、フィルタリングの利用やアプリの利用制限について要請 ・保護者等に対して、インターネットに起因する犯罪被害の実態やフィルタリング等の必要性・重要性に関する啓発活動を推進。 ・サイバーパトロールにより、少年が援助交際を求める内容等のインターネット上の不適切な書き込みを発見した場合、実際にその少年と接触した上で注意・指導するサイバー補導を実施 ・非行防止教室やインターネットに関する情報モラル教育等を実施 ・富山県青少年健全育成条例に基づく有害図書、有害がん具類等の指定、深夜営業施設等への立入調査の実施や関係事業者等の協力による自主規制など、有害環境浄化の取組みを推進 ・青少年のインターネットの適切な利用等、有害環境の浄化について、社会全体で取り組むための広報啓発活動等を推進。 ・子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動を推進</p>	
	<p>③非行防止に対する関係機関の連携促進と非行少年の保護・更生</p>	<p>・警察と教育委員会との「児童生徒健全育成連絡制度」に関する協定に基づき、学校の生徒指導担当の教員が定期的に所轄の警察署や交番を訪問して、最近の問題行動の状況について情報を収集し、放課後や地域の祭礼における巡回補導をはじめ、日頃の生徒指導に活かすなど、問題行動の未然防止に努める。 ・各学校では、警察官等を講師に招いて、万引き防止教室や薬物乱用、ネットトラブル防止のための講演会等を開催するなど、関係機関との連携により指導体制の充実に努める。</p>	
	<p>④性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進</p>	<p>・生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性を持った性意識の涵養、性感染症予防の啓発等を図るため、専門講師を学校や地域に派遣 ・喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童・生徒や保護者に対する健康教育を推進 ・青少年や、その保護者及び指導者等、社会全体に対して、薬物の危険性等の正しい知識を身につけ、薬物乱用の誘いを断ることができるよう効果的な啓発の実施 ・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、教員を対象とした研修を開催</p>	
	<p>⑤思春期の健康相談体制の充実</p>	<p>・学童期・思春期から成人期に向けた思春期保健対策の充実 ・思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談(思春期テレフォン)や面接相談など相談体制を充実</p>	

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
3生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進			
(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実(27条)	① 生命の大切さや家族を形成する意義等について学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちを大切にする心の教育を推進 ・中学生がとやまの子育て環境の良さについて学び、将来の家庭生活について考える機会を充実 ・高校における保育体験学習実施の維持 ・子育てふれあい体験事業について、子育て支援センター等関係機関への周知及び協力依頼等の実施による協力体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・10代の人工妊娠中絶実施率 ・6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間
	② 動物を通じた情操教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・動物と直接ふれあい、動物の温かみを通じ、生命の尊さを子どもたちから学ぶため、県内小学校に出向いて動物とのふれあい教室を実施 ・紙芝居などにより、生命の尊さを分かりやすく伝える機会を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の地位や平等感 家庭の分野で平等になっていると感じている人の割合
(2) 家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消(27条)	① 男性の育児・家事への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、男性向けの家事・育児能力の向上を図るための講座等の積極的な開催や、ホームページ等を活用した情報提供 ・企業に出向いての出前講座の開催 	
	② 学校教育や地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力し、ともに支え合う社会の重要性が認識できるような取組みを推進 ・男女共同参画推進員により、地域での子育て期の男性やその親世代などに対し、仕事と家庭の両立などの学習・啓発活動を推進 	
4子どもの生きる力を育成する教育の推進			
(1) 家庭の教育力の向上(26条)	① 家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親を学び伝える学習プログラムなどによる、親の役割や家庭教育について学習する機会の充実 ・市町村やPTA等と連携し、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報提供 ・子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合 ・小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率
	② 父親の家庭教育参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親と子どものふれあいを深める体験活動の促進 ・家庭教育に対する父親の理解を促すため、職場で家庭教育について学ぶ機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中にICTを活用して指導できる教員の割合
	③ 企業と連携した家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルなどを指導できる教員の割合
	④ 親子のふれあいを深める機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し、公民館等で親子のふれあいや自然体験活動を促進する機会や場の提供 ・広報誌やホームページ、メールマガジン配信を通して、親子のふれあいを深める様々な情報の提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画作成率
(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実(28条)	① 自立性を重視した教育活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進 ・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進 ・SSH、SGHの指定を受け、探究科学科設置3校で課題研究の評価法の研究などを進め、探究科学科における取組を発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校生とのインターンシップ等体験率 ・平日に家庭で10分以上読書をしている割合
	② 少人数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導と少人数学級のよさを考慮し、学校現場の実態に応じたきめ細かな少人数教育を着実に実施 ・小学校専科教員、小中学校・学びサポート講師、小学校英語講師、中1学級支援講師等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導等、本県独自の効果的な教育を一層推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま環境チャレンジ10への産科児童数
	③ 障害のある子どもに対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を含む障害のある子供に対する校内支援体制の整備や外部専門家による学校等への支援を充実 ・乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、教育、保健、福祉等の専門家による相談会を市町村毎に実施 ・障害のある子供の学校生活を支援するため市町村が配置するスタディ・メイトの養成と資質向上のための研修会を実施 ・特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を推進。 ・医療的ケアの必要な子供が在籍する特別支援学校に看護師を配置。 ・一人一人の教育的ニーズに対応するため、教職員研修を一層充実。 ・障害の重度、重複化などに対応した研修会の実施による指導力の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・いじめ認知件数 ・不登校生徒の出現率 ・運動に取り組む児童の割合(小学生)
	④ 教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心で魅力ある教育環境を整備するため、小・中学校などの公立学校施設の整備、余裕教室の有効活用を促進。 ・県立学校において、校舎等の耐震補強、老朽校舎・体育館の改築やリフレッシュ、トイレ環境やトレーニングハウスの整備、実習設備の更新などを進め、活力ある学習環境を整備 ・情報機器の進展に対応した教育を行い、子どもの情報活用能力を育むため、コンピュータ等の更新や校内LANの整備など情報教育環境の充実を図る。 ・私立学校が行う施設設備整備の対して支援を行い、教育環境を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力調査の平均値 ・総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
	⑤キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」実施等によりキャリア教育を推進 ・今後とも、高校生のインターンシップの推進 ・私立専修学校や各種学校が行う職業教育へ支援 	
(3)豊かな心を育む教育の推進(28条)	①郷土愛と国際性を育むふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・補助教材の効果的な活用をはかるため、教員等を対象として研修会を実施し、外部講師による講演、各校の指導事例の情報共有を図る ・ふるさとを思う心と広い視野を身につけられるよう、総合的な学習の時間などにおいて、郷土の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業に関する理解を深める学習や体験活動を推進。 ・子どもから少年少女へ成長する時期に、富山県の豊かな自然や文化遺産などのよさに気づき、これからも大切にしていける心や育むため、立山登山などの自然体験活動や地域における文化的伝統行事への参加活動などを推進 	
	②学校等における芸術・文化、福祉、環境教育と奉仕活動・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、いのちの大切さを学ばせる体験活動など、様々な体験活動を推進 ・学校や家庭における読書活動を推進。 ・子どもの読書活動を推進するための方策等について実践を中心とした研修の実施 ・持続可能な社会の実現に向けて、次の次代を担う子どもたちに、家庭、学校、地域などにおいて環境について学べる様々な機会を提供 	
	③いじめ・不登校の子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校などの問題行動等に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組む ・不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全中学校及び小学校・高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、未配置の小学校を中心に、教育事務所管理カウンセラーを一定期間、機動的に派遣する。中学校31校にカウンセリング指導員を配置する。 ・問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、14市町村(富山市を除く)へスクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣 ・いじめ対策を推進するための体制の整備 ・解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣 	
(4)児童生徒の心と体の健康づくり(28条)	①子どものころからのスポーツ活動の普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校体育施設の一層の開放に努めるとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援 ・子どもたちが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブの育成を支援。 ・障害児(者)が参加することのできるスポーツ教室やスポーツ大会を開催。 	
	②学校等における体育・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育の授業改善による運動好きな児童生徒の育成と、体力づくりノートを小学生に配布し、活用することで運動習慣の定着を推進 ・運動部活動を活性化するために、地域の優れたスポーツ指導者を中・高校に派遣し、指導体制の充実を推進 	
	③子どもの健康教育と学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、小・中・高等学校を通じて系統性のある健康教育を推進 ・日常生活において、健康に関する活動を実践し、健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培う。 	

基本方針Ⅳ 次世代を担う若者への支援

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
1結婚を希望する男女への支援			
結婚を希望する独身男女の応援	①結婚を希望する男女の出会いの機会の充実	・とやまマリッジサポートセンターを設置し、1対1の個別マッチング(お見合い)や結婚希望者向けスキルアップセミナー、企業の人事担当者向け支援セミナー、イベントやセミナー等の情報提供を一体的に実施	とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数
	②結婚や子育ての意義、喜びに関する意識啓発	・少子化の現状とともに子育ての楽しさや家庭を持つことの素晴らしさなどを伝える取組みを促進	
2ライフプラン教育の推進			
自らのライフプランを考える機会の提供	①結婚や出産・子育てに関する知識の周知	・中学生や高校生、大学生を対象に、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや妊娠に適した年齢があることについて理解を深め、自らのライフプラン(未来設計図)を描く機会を提供	
3若者の定着支援			
若者や女性の定着促進	①U・I・Jターン、定住・半定住の促進	・Uターン就職セミナーや父母向け就職セミナーの開催等により、県内の魅力ある企業等の周知を図り、若者や女性のUターン就職を促進 ・首都圏等において定住・半定住情報を積極的に発信することにより、定住・半定住人口を拡大	若者の県内への定着率 (25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)

基本方針V 経済的負担の軽減

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減			
(1) 県の特性に応じた施策等の推進(29条)	① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費、産婦に対する健康診査費や不妊治療費などを軽減する ・市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担(未熟児養育医療)や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担(育成医療)への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成(小児慢性特定疾病治療費の支給)を実施するとともに、市町村と協力して重度障害児に対する医療費負担を軽減(重度心身障害者等医療費助成) ・心身に障害のある児童を監護する親等に特別児童扶養手当(国制度)を支給し、児童の健やかな成長を支援 ・県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減する。 ・県と市町村が協力し、多子世帯に係る保育所や幼稚園等の保育料などの軽減を拡充する。 ・中学校修了前までの児童を対象に、児童手当(国制度)を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する ・児童扶養手当(国制度)の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施 	
	② 就学にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与 ・高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の収入額未満の世帯に「就学支援金」(国制度)を支給 ・私立高校については、低所得世帯に対し、授業料や入学料の免除補助を実施。 ・低所得世帯の高校生に奨学のための給付金(国制度)を支給。 ・多子世帯に対し、子どもの大学への就学等に必要な費用の確保を支援 	
	③ 住宅などにかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・三世代同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を低利融資 ・県営住宅において、多子世帯の優先的な入居への配慮や、未就学児が居る世帯の入居収入基準の緩和などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援。 	
	④ その他の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の経済的負担だけでなく、精神的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる子育て応援券を配布 	

基本方針VI 子育て支援の気運の醸成

施策の基本方向	具体的施策	主な施策内容	目標指標(例示)
1 子育て支援の気運の醸成			
(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり	① 子育て支援や少子化に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化対策について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するため、広報・啓発を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを楽しんでいる割合 ・とやま子育て応援団の利用度
	② 子育て支援・少子化対策に取り組む個人・団体の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に子育て支援・少子化対策に取り組んでいる個人・団体等を「子育て支援 とやま賞」として顕彰し、市町村や関係団体等を通じ、その取組み事例を広く周知する。 	
	③ 市町村、企業、関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的に実施する市町村と緊密な連携を図る。 ・富山県子育て支援・少子化対策県民会議の開催などを通じて、子育て支援団体、企業、NPO、行政などが連携し、社会全体で子育て支援・少子化対策に取り組む気運の醸成を図る。 	
(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動	① 明るく楽しい家族づくり運動の推進(とやま県民家庭の日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「とやま県民家庭の日」(毎月第3日曜日)や「とやま家族ふれあいウィーク」(とやま県民家庭の日から始まる1週間)が、家族と触れ合い、家族のきずなを深める日となるよう、啓発活動を推進 	
	② とやま子育て応援団等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の協力を得て親子が触れ合う機会を提供する「とやま子育て応援団」を普及するとともに、ホームページ等を活用した情報の提供などにより、「とやま子育て応援団」の利用促進と利用しやすい制度となるよう制度の充実を図る。 	

3 目標指標

<参考:現行指標からの増減>

基本方針	現行 指標数 (再掲を除く)	新規設定 指標数	削除 指標数	計
1 家庭・地域における子育て支援	37	5	5	37
2 仕事と子育ての両立支援	15	3	2	16
3 子どもの健やかな成長の支援	30	5	4	31
4 若者への支援	0	2	0	2
5 経済的負担の軽減	0	0	0	0
6 子育て支援の気運の醸成	2	0	0	2
計	84	15	11	88

※ 今後の施策の検討状況、国の動向等を踏まえ、さらに検討

新計画目標指標(例示)

今後の施策の検討状況、国の動向等を踏まえ、さらに検討を進める。

項目	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
1 家庭・地域における子育て支援					
①子育て家庭に対する支援					
	ホームページ「子育てネットとやま」へ小学生以下の子どもを持つ家庭がアクセスする割合	38.2%	42.0%	今後検討	子育て情報の発信が、民間等のHPや広報誌など多様化している中、指標のあり方を今後検討
	通常保育の受入児童数	30,654人	28,509人	市町村計画値	市町村計画値を目標とする。(待機児童0の継続)
	うち 3歳未満児の受入れ児童数	12,245人	10,542人		
	待機児童数	0人	0人	0人	市町村計画値を目標とする。(待機児童0の継続)
	延長保育実施保育所数	216か所	218か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	休日保育実施保育所数	59か所	65か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	一時預かり事業実施箇所数	137か所	135か所	市町村計画値	市町村計画値を踏まえて設定
	病児・病後児保育事業実施箇所数	76か所	72か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	障害児保育の研修を受けた保育士数	1,414人	900人	2,341人	県内保育所(294か所)について、H26までに1園当たり約3名が受講したことから、さらに今後5年間で3名程度受講していただき、保育所の各年齢に1名程度受講者を配置できるようにする。
	放課後児童クラブ数(再掲)	219か所	222か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	放課後児童クラブの登録者数	7,510人	7,578人	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)	58か所	66か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数(再掲)	23か所	20か所程度	25か所	地域での自主的な取組みを推進する。
	地域子育て支援センター設置箇所数	76か所	77か所	82か所	身近な場所で子育て相談ができるよう、全中学校区(82)での実施を目指す。
削除	とやまっ子子育てミニサロン設置箇所数	1か所	5か所	—	全ての対象箇所が地域子育て支援センターへ移行したため。
新規	利用者支援事業実施市町村数	—	—	市町村計画値	子ども・子育て支援法において、地域子ども・子育て支援事業の1つとして、新たに法定化されるもの。 子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業の実施市町村数。
	幼稚園子育て支援実施園の割合(預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
	第三者評価を受ける保育所数(累計)	37か所	45か所	50か所	毎年2か所程度ずつの受審を推進する。
②地域における子育て支援の促進					
	子育てシニアサポーターのうち、子育て支援活動している人の数	273人	370人	370人	保育所、子育て支援センター等の各施設で活動しているサポーターを養成し、約100名程度(年間20名程度)の増加を目指す。
	ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,598人	1,720人	1,800人	H21→H26の提供会員数の増加分及び未実施の市町村での実施を見込み、5年間で約200名の増とする。
	県児童クラブ連合会認定指導員数	438人	460人	460人	毎年概ね5人程度ずつの養成を目指す。
	子育てサークル活動組織数	185	200サークル	今後検討	サークルの活動状況を調査のうえ設定
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	全市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。

項目	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
③安心して子育てができる生活環境の整備					
新規	都市公園の面積	1,580ha (H24)		1,600ha	総合計画での指標 都市公園の開設済み面積
削除	うるおいある都市空間の面積	731.4ha		—	上記へ変更
	安全に通学できる歩道割合	61.4%	約7割	63%	H31までに特に重要な通学路の63%に歩道等を設置する。
	バリアフリー化信号機の設置数	60基	66基	72基	主要駅周辺の主な経路にある信号機の8割のバリアフリー化を目指す。(毎年2基程度の設置を予定)
	チャイルドシートの使用率	70.3%	極力100%	極力100%	未就学児の死傷防止のため、可能な限り100%の使用を目指す。
	交通事故死傷者 〔死者数〕 〔負傷者数〕	53人 5,338人	46人 6,500人	43人以下 5,500人以下	総合計画、富山県交通安全計画を基に設定。
削除	防犯教室の開催率	98.5%	極力100%	—	各学校においては、防犯教室と銘打って特にそのための時間をとって開催されるもののほか、授業や夏休み・冬休み前の集会時など学校生活の様々な機会に防犯に関する注意喚起や指導が行われており、日常的な教育の中に浸透していることから、改めて指標として伸び率を進捗管理することは適当でない。
削除	地区安全なまちづくり推進センターの設置数	202地区	200地区	—	地区安全なまちづくり推進センター等により、ほぼ全県下に防犯組織が形成されたため。
	学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	155	毎年減少	毎年減少	具体的な目標数値の設定は困難だが、毎年の減少を目指す。
④母と子の健康づくりへの支援					
	妊婦健康診査の受診率	96.5%	97%	97%	更なる受診率の向上を目指す。地域子ども子育て支援事業も参考に継続設定。
	妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.4%	極力100%	極力100%	国の目標値に準じる。
	未熟児訪問指導の実施率	92.1%	95%	95%	H25より市町村に移譲。関係機関との連携を図りながら、更なる実施率の向上をめざす。
	出産後1か月時における母乳育児の割合	64.4%	増加傾向へ	増加傾向へ	全国平均よりかなり高いが、引き続き向上をめざす。
新規	1歳6か月健康診査の受診率	98.1%	—	98.5%	受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
	3歳児健康診査の受診率	96.9%	97%	97%	保護者の関心を集め、受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標を参考に設定。
	むし歯のない子ども(3歳児)の割合	82.4%	80%	85%	県民歯と口の健康プランの推進のためにも、さらに向上を目指す。
新規	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	—	100%	目標を達成しているが、現状を維持する。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
新規	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	86.7%	—	100%	全市町村での実施を目指す。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
削除	児童デイサービスの利用者数(1ヶ月当りの見込量)	—	520人	—	児童福祉法の改正により、通園施設(知的、軟調、肢体不自由、重症心身障害児)との一元化が図られ、本指標がなくなったため。
	富山型デイサービス実施事業所数	105か所	117か所	176か所	新・元気とやま創造計画、富山県民福祉基本計画(改訂版)において、全ての小学校区での整備を目指した指標を設定しており、この目標を維持する。
	発達障害者支援センター実利用者数	1,154人	1,350人	1,350人	H21～25の平均利用実績が1,333人のため、この数値を維持する。
	主に小児科医療に従事している医師数(小児人口1万人当たり)	11.0人 (H24)	12人程度	12人以上	〔小児科医数(H22.12.31)+小児科必要医師数〕/H22の県0～14歳人口×1万人

項目	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
	主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)	12.3人(H24)	12人程度	13人以上	(県内産婦人科、産科医師数(H22.12.31)+産婦人科医等必要医師数)/H22の出生数×10万人
2 仕事と子育ての両立支援					
①仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進					
	年次有給休暇取得率	44.8%	55%以上	60%以上	現プラン同様、毎年3%程度の向上を目指す。
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0%(H24)	H19の1割以上減少	H24の1割以上減少	現プラン同様、直近値の1割以上の減少を目指す。
	男女共同参画チーフオフィサー設置事業所数	157事業所	120事業所	188事業所	5年間で30事業所程度の増加(年間6事業所)を見込み。
新規	男女の地位や平等感 職場分野で平等になっていると感じている人の割合	19.4%(H21)	—	22%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標
削除	職場で男性の方が優遇されていると感じている人の割合	61.8(H21)	57%以下	—	上記指標へ変更
②仕事と子育てを両立できる職場環境の整備					
	従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	98.1%	極力100%	極力100%	H23.4から条例で策定義務対象となった企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。
新規	従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	16.0%	—	上昇を目指す	小規模な企業(従業員50人以下)における両立支援の実効ある取組みを促進するため、条例で制定が義務付けられていない従業員30～50人の企業についての策定・届出率の上昇を目指す。
	一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	1,518社	1,850社	増加を目指す	従業員50人以下企業への策定支援により、策定・届出数の増加を目指す。
	育児休業取得率 〔男性〕 〔女性〕	1.0% 96.0%	5% 95%以上	5.0%以上 98.0%以上	男性は職場や社会の意識啓発を進めることにより、現プラン同様、5%以上を目指す。女性は更なる向上を目指す。
	短時間勤務制度等の導入率	79.5%	95%	95%	現プラン同様、毎年3%程度の向上を目指す。
	事業所内保育施設の設置数	46か所	50か所	55か所	年平均1～2か所程度の増加を目指す。
新規	「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	276社	—	380社	H24制度創設
削除	子育て支援企業エントリー企業数	—	350社	—	H24制度廃止
	元気とやま！仕事と子育て両立支援企業知事表彰数(累計)	69社	80社	130社	毎年10社程度の増加を目指す。
③就業支援					
	新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.1%(H22.3卒) 全国31.0%	全国トップクラスを維持	全国トップクラスを維持	全国平均を上回っており、引き続き現在の水準を維持する。
	新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	33.5%(H22.3卒) 全国39.2%	全国トップクラスを維持	全国トップクラスを維持	全国平均を上回っており、引き続き現在の水準を維持する。
	若年者(15歳から34歳)の正規雇用率	72.9%(H24)	全国トップクラスを維持	全国トップクラスを維持	全国トップであり、引き続き現在の水準を維持する。
	母子自立支援プログラム策定件数	41件	60件	60件	年間3件程度の増加を目指す。
3 子どもの健やかな成長の支援					
①子どもの権利と利益の尊重					
	児童虐待防止法の通告義務の認知度	87%(H21)	増加へ	増加へ	趣旨の普及啓発を通じて、子どもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する。
	子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	80.0%	80%	100%	要保護児童対策地域協議会の調整機関に一定の有識者(児童福祉司任用資格、保健師、保育士等)を配置することが努力義務として定められている。
	里親等委託率	15.9%	16%	21%	原則的に児童の措置先に里親委託を優先して検討することとしていることから、今後も委託率が上昇していくものとする。

項目	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
②子どもの健全な育成					
	公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数	12,771人	4,800人	16,000人	全公民館が当該活動を年1回実施する場合の参加者見込み。
	児童館・児童センター、ミニ児童館設置数	240か所	245か所	市町村計画値	市町村の整備見込みに基づき設定。
	放課後児童クラブ数	219か所	222か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数	58か所	66か所	市町村計画値	市町村計画値を目標とする
	とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	23か所	20か所程度	25か所	地域での自主的な取組みを推進する。
	近所の人にあいさつする 児童・生徒の割合 〔小6〕 〔中3〕	92.9% 86.1%	95% 85%	95% 90%	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。
	子どもの朝食欠食率 〔小2〕 〔小5〕 〔中2〕	0.6% 0.7% 1.5%	極力0%	極力0%	富山県食育推進計画における目標と整合を取るもの。
	12歳児(中学1年生)の永久歯一人平均むし歯本数	0.99本	1.0本	1.0本	国の健康日本21及び県歯の健康プランでH24目標値を1.0本としているため。
新規	思春期保健対策に取り組んでいる市町村数	12市町村	—	15市町村	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策推進のため、学校と連携した思春期の健康教育を行っている市町村数の増加を目指す。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
	思春期保健相談士数	28人	30人	35人	思春期保健相談に対応可能な人材を育成するため、更なる増員を目指す。
	未成年者の喫煙率 〔男性〕 〔女性〕	3.8% (H23) 1.7% (H23)	極力0%	極力0%	健やか親子21の目標指標に基づき設定
③生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進					
	10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	5.3% (H24)	低下	低下	健やか親子21の目標指標に基づき設定。過去の減少率から、更なる改善を目指す。
新規	高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	19校	—	増加させる	新規に実施する学校が増加しており、今後も関係機関と連携して実施校の増加に勤める。
削除	高校生の赤ちゃんふれあい体験者数	1,737人	2,200人	—	上記に変更
	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	84分 (H23)	120分	140分	1年につき7分程度増加の見込み。富山県民男女共同参画計画(第3次)のH28目標値と同様とする。
新規	男女の地位や平等感 家庭の分野で平等に感じている人の割合	27.7% (H21)	—	35%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標
削除	家庭生活で男性の方が優遇されていると感じている人の割合	57.9% (H21)	53%	—	上記へ変更
④子どもの生きる力を育成する教育の推進					
	子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	33.1%	増加	増加させる	課程の役割の重要性を認識してもらうよう、各種事業を通して普及啓発を図る。
新規	小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率	82.5%	—	増加させる	H24より調査開始 家庭の教育力向上を目指して、「親学び講座」の普及啓発に取り組んでいる。
	授業中にICTを活用して指導 できる教員の割合 〔小〕 〔中〕	87.7% 67.2%	80% 80%	80% 80%	授業の中で教員が資料を利用して説明したり課題を提示したりする場面や、生徒の知識定着や技能習得を図る場面において、教員がICTを活用する能力を高めることで、授業力の向上を目指す。
	情報モラルなどを指導できる 教員の割合 〔小〕 〔中〕	86.5% 70.2%	極力 100%	極力100%	携帯電話やインターネットが普及する中で、生徒が情報社会で適正に行動するための基となる考え方や態度の育成が求められており、全ての教員が、教科指導など教育活動において、何らかの方法で情報モラルなどについて指導し、情報モラルの向上に努める。

項目	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
	公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別的教育支援計画作成率	62.1% 68.8%	65% 65%	80% 80%	障害のある児童生徒一人ひとりに的確な教育的支援を行うために、個別的教育支援計画の有用性や作成方法及び活用方法の周知を図り、個別的教育支援計画の策成立の向上を目指す。
	県立高校生のインターンシップ等体験率	71.8%	70%	74%	毎年0.5%程度の増加を目指す。
	平日に家庭で10分以上読書をしている割合	67.7% 50.0%	70% 55%	70% 55%	家庭・地域・学校が相互に連携・協力して、子どもが読書体験を深める機会や環境づくりに努め、毎年1%程度の増加を目指す。
削除	「こどもエコクラブ」登録者数	1,502人	2,500人	—	平成20年度以降、「こどもエコクラブ」登録者数は全国的に減少しており、特に、本事業が国の事業から(公財)日本環境協会の自主事業に変更された平成23年度以降、激減している。27年度以降も、市町村への地方事務局設置義務の廃止や、登録継続手続の変更、少子化等により、登録者数を増加させることが困難な状況である。
新規	とやま環境チャレンジ10への参加児童数	25,966人		44,000人	新・元気とやま創造計画目標指標 学校と家庭が連携・協力を深めながら一体となって、児童の環境教育を推進する
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	87.9% 73.4%	増加	増加させる	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。
	いじめ認知件数(千人当たり)	(H26.9公表) (H26.9公表) (H26.9公表)	低下	減少させる	生徒指導上の取組みのより一層の充実に資するとともに、いじめや不登校などの問題行動等の実態把握及び分析により、未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。
	不登校生徒の出現率(中学校における不登校生徒の割合)	(H26.9公表)	低下	減少させる	同上。
	運動に取り組む(みんなでチャレンジ3015の目標点に達した)児童の割合(小学生)	97.0%	95%	98%	特別支援学校や特別支援級に通う児童もいるため、100%は極めて困難である。
	体力・運動能力調査の平均値(小6ソフトボール投げ)	28.52m 16.86m	31.7m 18.8m	31.7m 18.8m	小学校6年生は児童の最終学年であり、小学生の運動能力のピークを見ることができると考えた。また、今回の目標は、過去の小学6年生のピークの記録であり、この記録に近づくことで、体力が向上している指標となると考えた。
	総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	20.1%	20%	22%	児童数が減少するため会員数の減少は避けられないが、県内のクラブ数が維持されるとするならば、小学生の会員数は11,000人程度を維持できると思われる。

4 若者への支援

①結婚を希望する若者への支援

新規	とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数		—	年30組	現行の県補助・委託事業による成婚数(概ね年15組)の倍増を目指す。
----	-----------------------	--	---	------	-----------------------------------

②ライフプラン教育の推進

③若者の定着支援

新規	若者の県内への定着率(25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	82.4% (H22)	—	85%以上	新・元気とやま創造計画の指標
----	-----------------------------------	----------------	---	-------	----------------

5 経済的負担の軽減

①妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

6 子育て支援の気運の醸成

①子育て支援の気運の醸成

	子育てを楽しみと感じる割合	58.8%	増加	増加	H25調査時よりも増加させる。
	とやま子育て応援団の利用度	49.4%	増加	増加	H25調査時よりも増加させる。

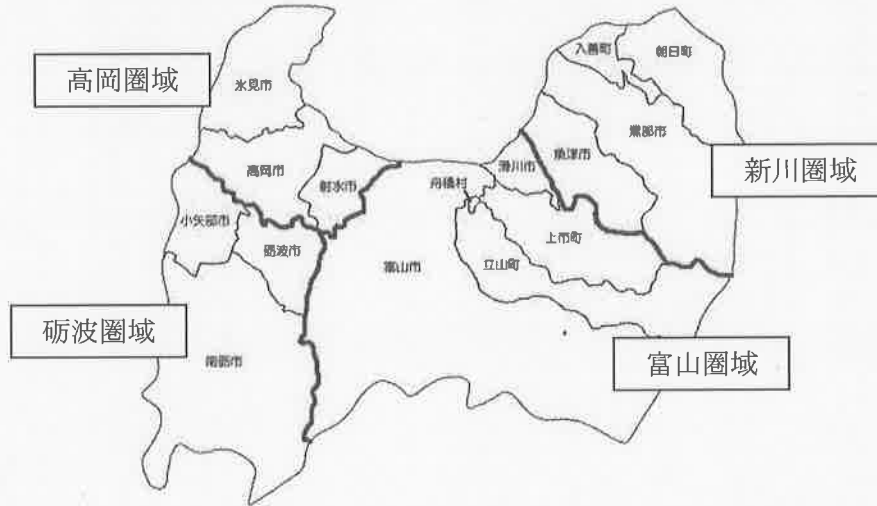
第5章 幼児期の教育・保育の見込み・確保対策

1 教育・保育提供区域の設定

隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を設定。

(考えられる区域例)

1区域(県全城)、15区域(市町村単位)、4区域(新川、富山、高岡、砺波)等



2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み
 - ・教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
 - ・認定こども園の目標設置数及び設置時期 を区域ごとに定める。
- (市町村子ども・子育て支援事業計画における数値の集計を基本とする。)

<イメージ> →別紙(9月末現在概数)

区域		H27			...	H31		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		○人	○人	○人		○人	○人	○人
②確保対策	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	○人	○人	○人		○人	○人	○人
	地域型保育事業							
②-①		○人	○人	○人		○人	○人	○人

※1号…教育のみ

※2号…3～5歳 保育の必要性あり

※3号…0～2歳 保育の必要性あり

教育・保育の量の見込み(H26.9末 概算)

(単位:人)

		H26 実績見込	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定 (教育のみ)		5,707	4,631	4,459	4,315	4,136	3,977
2号認定 (保育の必要性あり) 3~5歳		19,444	19,967	19,612	19,496	18,955	18,676
3号認定 (保育の 必要性あり)	0歳	2,483	2,952	2,949	2,953	2,936	2,926
	1・2歳	9,805	10,223	10,150	10,082	9,979	9,865
	計	12,288	13,175	13,099	13,035	12,915	12,791

※H26.9末現在の市町村集計値概数。今後変更あり。

第6章 計画の推進

1 主体の役割と協働

主体ごとに期待される役割を、それぞれの状況に応じた具体的な例を示しつつ、わかりやすく記述。

- ① 県民
- ② 保護者
- ③ 事業者
- ④ 行政（県、市町村）

2 国への要請

国の責任において取り組むべき事項を記述。

3 計画の推進体制と進行管理

子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、県民へ公表することについて記述。また、PDCAサイクルによるフォローアップの仕組みも記述。